

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和6年3月18日（月曜日）

予算・決算委員会

日時 令和6年3月18日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第20号議案	「質疑・討論・採決」
第21号議案	「質疑・討論・採決」
第22号議案	「質疑・討論・採決」
第23号議案	「質疑・討論・採決」
第24号議案～第39号議案	「質疑・討論・採決」
第40号議案	「質疑・討論・採決」
第41号議案	「質疑・討論・採決」
第42号議案・第43号議案	「質疑・討論・採決」
第58号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 鈴木達雄
委員 カークランド陽子 今泉吉孝 小林秀徳 竹下修平 齊藤竜也
佐宗龍俊 鈴木長良 浅尾洋平 柴田賢治郎 小野田直美
山田辰也 村田康助 山口洋一 中西宏彰
議長 長田共永

欠席委員（1名）

滝川健司

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

局長 田中秀典 議事調査課長 阿部和弘 書記 山本弘美 書記 請井悠人

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 これより予算・決算委員会を再開します。

本日は滝川健司委員から欠席届が提出されておりますので、御報告をいたします。

15日に引き続き、質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、小林秀徳委員。

○小林秀徳委員 それでは、質疑に入りたいと思います。

6款3項2目林業振興費、保全林環境管理事業、277ページとなります。

修繕料の内容を伺いたいと思います。486万4千円になるかと思いますが、よろしくをお願いします。

○丸山隆弘委員長 井上森林課長。

○井上尚子森林課長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

修繕料の内容ということですが、富岡保全林内の五葉の森というところにあります新城市が管理しますトイレ・休憩所・案内看板につきまして、安全上の確保に問題がある状態となっておりましたので、その部分につきまして修繕を行うものです。

トイレ・休憩所については、柱と壁などの一部の取替え、あと看板等含めまして塗装工事を行う予定になっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小林秀徳委員。

○小林秀徳委員 理解できましたので、続きまして、6款3項2目林業振興費、森の未来づくり事業、281ページとなります。

委託料（一般分）が大幅な増額となっているその内容を伺いたいと思います。1,531万8千円になろうかと思いますが、よろしくをお願いします。

○丸山隆弘委員長 井上森林課長。

○井上尚子森林課長 大幅な増額部分になりますが、森の未来づくり事業の委託料が増額、

大きくしておるかと思ひます。これは、昨年度まで観光課の湯谷温泉配湯事業のほうで計上させていただいておりましたまき生産業務の部分の委託料を、原木調達の調整などを森林課で行ったほうがいいんじゃないかという利便性向上のために、森林課の所管として事務を、こちらのほうにいただくことになりましたので、その委託料分が400万円ほど移管され、大幅な増額となったものになります。

○丸山隆弘委員長 小林秀徳委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 お願いします。

6款1項3目農業振興費、地産地消・食育普及活動事業、資料261ページでお願いをします。

補助金を前年度から減額をされた理由について、お伺いをします。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 減額の理由につきましては、令和5年度に計上しておりました新城市ZIBASANレシピコンテストにつきまして、令和5年度の若者議会の農業委員会から、令和6年度若者予算事業としまして、給食レシピコンテストが政策提案されました。

政策の内容としましては、市民へ地場産物をPRし、地産地消の普及啓発につなげたいということでしたので、令和6年度につきましては、2款1項9目企画費の若者が活躍できるまち実現事業で予算を実施することとし、農業課予算を減額いたしました。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 若者議会の皆さんからの提案で令和6年度ということですが、若者議会の皆さんのほうから、提案は恐らく1年で継続ということはありませんという状況の中でありまして、また、令和6年度、その成果が発揮されれば、さらにまだ少し少ないよねということであれば、補正等を組んでも、食育・地産地消については進め

ていく。特に、共同調理場の問題もありますので、そこら含めて地域の皆さん、そして給食を食する子どもたちのための活動をさらに広げていくということで、そういったことについての想定はされてみえているということによろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 令和6年度の事業につきまして、若者議会からは、今年度、令和5年度に行いました新城ZIBASANレシピコンテストを参考にさせていただきたいというお話もございまして、令和6年度はそれということでございます。

それ以降につきましては、令和6年度の事業の実施内容を勘案しながら、もし必要があるようなことがございましたら、またその翌年度以降、実施を考えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 若者の諸君も頑張ってみえますので、極力しっかりしたフォローをしていただけるようお願いをしたいと思います。

続きまして、同じく6款1項3目の中の農業振興費、奨励農畜産物推進事業であります。資料263ページでお願いしたいと思います。

前年度の委託料が一般分として175万6千円が削除されました。これについてお伺いをしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 削除の理由につきまして、令和5年度の農畜産物加工品開発委託料につきましては、地元資源の研究に関する業務であり、鳳来地区の梅の活用が期待される新たな商品による消費拡大を図るもので、農林水産省の日本型直接支払交付金を財源として計上しております。

令和6年度においては、この交付金での実施見込みがないため予算を削除しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これ御案内のように、市長のマニフェストにもありますので、やはり地域の奨励農畜産物を進めていくんだという考えで、マニフェストが市長承認を、4年を含めて達成していこうという大きな旗印があるわけでありましたが、今言うように国の交付金がなくなってしまったからという今お答えをいただいたわけでありましたが、やはり、これについては一般財源を投入してでも進めていくということが肝要だと思いますが、その点についての調整はされなかったのか、お伺いをいたします。

○丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 令和6年度につきましては、鳳来未利用資源活用協議会を実施主体とした補助事業を活用して行うため、そちらと連携して、引き続き研究のほうを実施してまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 分かりました。

これ、あと多分、通告でお願いがしてあると思いますので、そこで再度確認をしていきたいと思ひます。

続きまして、同じく6款1項3目農業振興費、265ページのみどりの食料システム戦略緊急対策事業についてお伺いをしたいと思います。

1点目、交付金60万の内訳。

そして、それに期待する効果についてお伺ひします。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 2点御質疑いただきまして、1点目から御回答させていただきます。

1点目の交付金60万円の内容でございますが、国のみどりの食料システム戦略推進交付金のうち、有機転換推進事業によりまして、新たに有機農業への転換を実施する農業者に対しまして、生産開始に必要な経費といたしまして10アール当たり2万円以内の交付金を

交付するものでございます。

令和6年度につきましては、1団体から300アールの取組について要望がございましたので、60万円を計上いたしました。

2点目の期待する効果でございますが、この交付金によりまして、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくい圃場環境の整備など、慣行栽培から有機農業への転換に関する取組が推進されることで、環境への負荷軽減が図られることを期待しております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解させていただきました。

当議会に、多分、地域の方からの有機農業についての請願だったかな、があったと思います。その部分として、進めていこうという考えかなと理解させていただきました。

有機農産物も、学校給食も導入していくということではありますが、どうしてもコスト高になってしまう。そこで、こういった補填をしていただいて、極力安価で、しっかりしたものを供給できるということが確信をできましたので、どんどん事業を進めていただきたいと思います。お願いします。

では、続きまして、6款2項1目に参ります。資料273ページでお願いします。この項では、土地改良施設維持管理適正化事業というのがございます。その中で、工事請負費900万円の内容について。

そして、負担金を計上しておりますので、151万5千円の内容。

そして、この工事に期待をする効果についてお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 内藤農業課参事。

○内藤徳之農業課参事 3点、順次、御説明をさせていただきます。

1点目、工事請負費900万円の内容はということですが、土地改良施設維持管理適正化事業につきましては、農業水利施設の定期的な修繕・補修を行うことにより、施設の機能維持、耐用年数の確保を目的とするもので、

国、県、市または土地改良区等が必要経費の30%ずつを毎年度、土地改良事業団体連合会に拠出し積立てを行い事業費を確保し、市または土地改良区等は5年に1回、事業費の90%の交付を受けて、10%の自己資金を加え施設の修繕・補修を実施するものでございます。

本市におきましては、本事業を活用し、各地区の農業者の方から要望をいただいている農業用ため池のしゅんせつ工事に取り組んでおるところでございます。

令和6年度におきましては、黒田地内の黒田上の池につきまして、令和2年度の積立て開始から5年目となることから、ため池のしゅんせつ工事を行うものでございます。

2点目、負担金151万5千円の内容につきましては、先にお答えをしましたとおり、本事業費につきましては事業費の90%を5年に分けて拠出、積立てをするもので、令和6年度につきましては、事業の最終年度を迎える黒田地内の黒田上の池及び令和5年度から加入、積立てを開始しました杉山地内の二つ池の2地区の拠出に係る予算でございます。

3点目、工事に期待する効果でございますが、事業の目的であります施設の機能保持及び耐用年数の確保として、農業用ため池につきましては、池に堆積した土砂のしゅんせつにより貯水容量が復元、確保され、安定した農業用水量が確保できること、また取水施設付近の堆積物を除去することにより、取水施設への土砂の流入が抑制され、地元農業者の方々の維持管理に係る負担を軽減することができるものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 5年に一度の拠出をする。そして、それが今回は対応できる工事が黒田上の池ということでもあります。

あの池も実はよく承知をしているところではありますが、しゅんせつをさせていただいて、

黒田のあそこの川っていうのは特殊な蛇行してますので、よくよく雨が降ると水害が起こる地域であります。

6月の災害でも、植えたての水田が全て河原に化したという状況も、川の流れでありませんが、その場合は、池も含めてこれちょっと外れていくような話になりますが、一応、しゅんせつをした池の流域でありますので、そこも含めて調整をしていく必要があるのかと思います。そういう要望というのはお地元からは出てない、また、それは別の仕事であるという理解でよろしいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 内藤農業課参事。

○内藤徳之農業課参事 黒田上の池につきましては、堤体の補修ですとかそういったことが必要ということで、現在、県営事業によりまして老朽ため池の改修工事をしていただいております。

下流河川につきましては、また別途検討してまいる必要があるかとは思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、6款3項2目に参ります。資料281ページでお願いします。地域材活用推進事業であります。

補助金160万円の積算をされた根拠と補助をしていこうという相手方についてをお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 井上森林課長。

○井上尚子森林課長 補助金160万円の積算根拠につきましては、初年度の助成件数は第2次新城市森づくり基本計画に書かれております木造住宅への助成数をめどといたしまして、4軒を予定しております、1件につき40万円を上限として積算しております。

補助先につきましては、近隣市町村の類似事例なども参考に金額等設定しておりますので、こちらを参考にしながら建築主と建築を

請け負う市内の工務店等といたしました。

建築主の方には30万円、工務店等の方には10万円を上限に助成を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 地域材を活用いただく、そして、お施主さんにも、それを施工する工務店さんにもということ、非常にいい事業の方向だと理解をします。

いろんな諸物価の高騰の折、こうして助成もいただいて、国産材、特に地域の産材を使っていただけということ、非常に効果があるのかなというふうなことでありますので、どんどん事業を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、お願いします。

6款1項3目農業振興費、新規就農者確保対策事業、265ページ。

事業の目標と期待する効果を伺います。

○丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 事業の目標は、本市の主要な施設園芸品であるいちご、夏秋トマト、ほうれんそうにて新規就農される方を確保・育成することです。

期待する効果は、次の2点です。

1点目は、公益財団法人農林業公社しんしろが行う農林業公社しんしろに登録された、新規就農研修生の研修受入先農家に対する謝礼及び研修期間中における研修生の家賃助成に対して補助を行い、技術習得と経済的な支援により、研修生の確実な就農が図られると考えております。

2点目は、愛知東農業協同組合が行う農繁期における労働力不足の解消を目的に、公益社団法人新城市シルバー人材センターの会員を対象とした援農隊員の確保及び育成のための費用に対して補助を行い、労働力を確保す

ることで、新規就農者の栽培及び経営の安定が図られるものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これ、国単位でもいろんなところでやってまして、いろいろ調べたんですが、新規農業者になるべき若者とかそういうものを募集するべきだと、私も考えておりました。

それで、これはまちで働いてる若者たちが農業で食べていこうということで、新城のいろんな利点とかそういうものを使って、遠くから移住定住もこれで期待できるということがあるかと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 新規就農者の多くは、新城市外から移住を前提で、農業相談会とかを開催しておりますので、移住定住という観点からも、移住定住の人数の確保にもつながっておると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 本当、今農業やってる、私もそうなんですが、なかなか大変なところなんですけど、まちの人が農業を始めて新城市に来れば、人口が増えると思うんです。ですから、この辺りをもっと力を入れていただければ多少増えていくと思うんですけど、これは、農業を始めたい方の相談とかそういうのもやっておられると思うんですけど、対象は、地元だけじゃなくて今言ったような外から来る方の相談も、新城市で受け入れて、これは、個人、例えば1人なのか、それとも家族を含めてなのかという点はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 農業相談会においては、個人、その農業者さんになられる方も当然ですけども、その御家族の方も御一緒に参加していただきまして、新城市の農業を御

紹介させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうすると、このポータルサイトを見たんですが、このアグリチャレンジ新城というのが、これが農林業公社が主体となって、相談窓口は市のほうなんですか、この公社が主体なんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 今、おっしゃられましたアグリチャレンジ新城というのが農業相談会でありまして、主催は、新城市と愛知東農業協同組合と農林業公社が合同で行っておるものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほど、ほうれんそう、トマト、いちごというのがあったんですが、これが主な収入が一番安定してるというのか、サラリーマンの生活ができる最低条件がこの3品目ということだと思うんですけど、なかなか農業で食べていくのは大変なものですから、いろんなサポートをいただけるということなんですけど、先ほど有機農業を進めるようなことを、山口委員からの答弁の中でもあったんですが、これは、このほうれんそう、トマト、いちごという3品目が主なもので、ほかのものについてはまだ入ってないということでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 今回の新規就農者確保対策事業におきましては、農林業公社の研修生に対する補助及び労働力の確保ということで、研修生の対象となるのが施設園芸での、有機農業ではない慣行農業での夏秋トマト、いちご、ほうれんそうが対象となっております。

ですので、今回の中には有機農業としては含まれておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 分かりました。

農業という、私は米を作ってるんですけど、なかなかこの3品目を作るというのは技術とか、ハウスとかいろんなものが要るんですけど、それ以外に独立したときのサポートをちょっと伺うんですけど、家族で就農で、東京とか大阪から来る方は、家とか、いろんな機械とかそういうものもサポートしていただかないと、なかなか就職するようになってしまうかと思うんですけど、そのサポート面については、古民家を借りたりいろんな面についてのサポートもこの中には含まれておりますでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、1問目の中で、既に答えていただいておりますが、再確認よろしいですか。

続けてどうぞ、続けて質疑を。

○山田辰也委員 分かりました。なかなかスタートするときには、先ほど言ったように、生活が安定しないと農業で食べていけないというのが、自分でもよく分かるものですから、いろんな期待をしたいところです。

では、次の6款3項2目林業振興費、雁峰山整備事業、281ページ。

事業の内容と団地化の期待する効果を伺います。

○丸山隆弘委員長 井上森林課長。

○井上尚子森林課長 雁峰山整備事業の事業の内容ということでございますが、雁峰山整備事業は、国道301号から布里地区まで続く林道雁峰線の沿線にある山林を測量・間伐していく事業でございます。

整備によって森林の中に日がたくさん入りまして、下層植生と言われる下草、あと灌木などが回復し、森林が持つ土砂災害防止などの機能を発揮する森林へ誘導することを目的とした事業になっております。

令和6年度は、2つ目の団地の測量を行いまして、1つ目の団地、測量が終わっている

ところの間伐を行う予定になっております。

団地化の効果でございますが、筆が細かくてそれが広大な範囲にわたっている雁峰山を、1つ1つの筆ごとではなく、林小班という単位でそれを1団地といたしまして、100ヘクタールほどの大きな範囲のものを1つの団地といたしまして、その大きな範囲の境界を明確化することによりまして、団地単位での維持管理がその後も可能になるということで、事業実施後も引き続き森林整備がしやすい状態になるのではないかとということで期待をしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 佐宗委員の一般質問の中でもある程度理解しておりますけど、この雁峰山、スタートする地点というのは、新城市臼子、新東名の臼子橋のところから、先ほどの布里の間ということでしょうか。場所的なのがどうも地図上ではよく理解できないものですから、もし分かる範囲でよかったですらお願いします。

○丸山隆弘委員長 井上森林課長。

○井上尚子森林課長 今、委員がおっしゃられたとおり、301号、臼子の上の辺り、豊栄地区から今スタートしておりますが、あの辺りからずっと、杉山、徳定、こちらの須長のほうに参りまして、最終的には布里のところ、雁峰山林道の始点から終点という形に沿って行うようになっております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私も1回、千郷財産区の山もあるものですから、通ったことがあるんですが、山が崩れたり、道も、昨日、うちの後輩が行ったところ大分、道が崩れたりしてるものですから、道の整備をしながら進んでいただければよいかと思うんですけど、途中、市有林もたしかあったと思うんですけど、そこも今回の事業の中には入ってると思うんですけど、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 井上森林課長。

○井上尚子森林課長 市有林のほうは、また別に市有林整備事業として予算をいただいておりますので、雁峰山事業のほうは民間、個人でお持ちの山のほうを進めてまいる事業になっております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 国も団地化を進めているということで、先ほど100ヘクタールの境界だと。これは、地権者とか千郷だと財産区とか持って、東部造林組合とかいろんなところあるんですけど、説明については、個々にもう連絡とか、ある程度されておられるのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 井上森林課長。

○井上尚子森林課長 大きな範囲の林小班という区域の中の所有者さんを林地台帳等で調べさせていただきまして、お1人お1人にお手紙を出させていただいて、説明会がありますよとか、立会いをお願いしますというような御連絡をさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 土砂災害等も防ぐためということがあったものですから、これは、団地化で集約的につくっていくのに、道路も一緒に整備するほうも入っているかと思うんですけど、林道がないと木も搬出できないものですから、その点についても布里までの間は道路も一緒に整備だという認識でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 井上森林課長。

○井上尚子森林課長 私が最初に申し上げなくて申し訳なかったんですが、これは切り捨て間伐になりますので、道路をつくって搬出する種類の間伐ではないということで、この事業の中では道路はつきりません。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。
歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、村田康助委員。

○村田康助委員 7款1項3目観光振興費ですが、前年度と比べて増額となっておりますが理由をお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 増額につきましては、新城市観光協会への委託料を新規にこの事業で計上することになったためです。

これまで、新城市観光協会へは補助金として支払いをし、事業を実施していただいておりますが、昨年6月より一般社団法人化したため、さくらまつり等の4大イベントにつきましては、観光振興事業開催委託料としてこの事業で計上することとしました。

以上です。

○村田康助委員 理解できました。ありがとうございます。

○丸山隆弘委員長 村田康助委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お願いいたします。

7款1項2目であります。商工振興費、企業立地の奨励事業ということで、資料289ページに参ります。

補助金が前年に比ばまして大幅に増えております。5,859万6千円の積算の内容についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 この補助金につきましては、新城市企業立地奨励条例に基づいて交付する企業立地奨励金でありますけれども、これは基本的に操業開始の翌々年から交付することとなっております。令和6年度は令和4年中に操業開始した2社の交付が始まり、対象が3社となるため大幅に増額しております。

す。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解をさせていただきました。工業団地をつくられて、そこに新しく事業を開始される、どんどん増えるということがよろしいのかなと理解をしました。

続きまして、同じく7款1項2目の商工振興費、地域産業総合振興施策推進事業、資料291ページであります。

この貸付金、先ほどちょっと触れましたがこれについてお伺いをしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 そうですね、これは先ほどお話がありましたし、先日の歳入のほうでも関連の御質疑がございましたけども、この貸付金は、梅、木材、ジビエ等、鳳来地域の未利用資源を活用した商品開発・販路拡大の取組を行う協議会、鳳来未利用資源活用協議会への貸付金であります。

その積算根拠につきましては、梅、木材、ジビエによります新商品の開発・試作、試作品によるニーズ調査、試作品の改良、販路開拓のための費用の積上げとなっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 歳入で元利金を償還していただきましたよ。そして、歳出でまた同じようにあるということは、事業は継続されているということによろしいのか。例えば、事業が、令和5年度事業の中である程度進んでおれば、さらにこの部分を拡大しようね、こうなるんだからもっともっとと言えば、当然、予算見積りというのは高くなると理解します。それによって、鳳来地区のものが地域からどんどん他へ出ていくということですが、偶然、998万5千円が同額でありますので、何かこれでいいのかなということを感じますが、その点について、その協議会のほうが、新たな事業としてさらにこれとこれを進

めるからこういうことで融資をいただきたいということではなかったということではないでしょうか。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 この事業は、実は令和5年度、今年度からやっております、農林水産省の交付金事業を使っております。その事業は、3年間の事業でありまして、年間上限1,000万円以内の定額の交付となっております。その関係で、各年度1,000万円以内で事業費を組んだ積算をして実施をするものでございます。

貸付金は、歳入のときでもお話し申し上げましたが、この国の交付金が事業を完了した精算払いになりますので、その間の運営費を貸付金として市から借受けということになっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解をさせていただきました。

続きまして、7款1項3目観光振興費、市観光協会支援事業であります。293ページをお願いします。

補助金が、協会法人化の後、減少ということではありますが、先ほどの村田委員からの質疑の中で、この逆の場合があると、要するに4大イベント等に補填をしていくから事業費を増やしたということではありますが、これまでの私が聞く部分と、その逆だという理解をすればよろしいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 先ほど、村田委員に説明させていただきました委託料分が減額となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 費目が変わったという理解にさせていただきます。

続きまして、同じく7款1項3目の観光振

興費、道の駅管理事業、資料297ページであります。

ここで、修繕費が484万6千円盛られておりますが、この内訳、内容についてお伺いをしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 修繕料につきましては、浄化槽の縞鋼板取替、ポンプ機器取替、曝気ブローア取替を合わせて384万6千円。緊急修繕費として100万円になります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今言われた曝気槽であるとか、縞鋼板というような恐らく浄化槽の部分だという理解をしましたが、これはちょっと聞き漏らしたんですが、どこの道の駅であったのか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 すいません。もつくる新城の道の駅になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 7款1項3目観光振興費、スポーツツーリズム推進事業、297ページ。

ロードレース開催支援委託料はどのような内容か、お願いします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 ロードレース開催委託料につきましては、新城総合公園を会場とした新城クリテリウム開催委託料になります。

レース運営費を除いた会場設営費や広告宣伝費を計上させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 一般質問のほうで、アジア競技大会との関連とかそういったところが幾つか何人かの議員から出てたと思うんですけども、あくまでもこれはそのクリテリウム開催ということで、そのアジア競技大会と

のつながりではなくて、その事業者に委託をして新城で開催する大会というイメージでよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 委員のおっしゃられたとおりで、そういうイメージでよろしいです。以上です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 村田委員からの関連質疑、7款1項3目、293ページ。

市観光協会支援事業の点で伺いたいんですけど、最近、補助金の関係で、地域のお店の方から相談を受けてちょっとびっくりしたことがあるもんですから。

その中で、委託料は観光協会が社団法人になったから変わるということは分かるんですが、これ大きな問題で、市長も聞いてると思うんですけど、さくらまつりの出店の14店のうち7店が、新城市以外のところから来てるというんですね。こういうようなところに、果たして新城市の本来の観光協会の目的があるのかと。法人になったから、落ちた理由は問わないから、これで出店の出したところで落ちてるんですね。14店のうち7店落ちて、市外から観光のために来てるんですけど、こんなことが実際あっていいものかと、私思ひまして、ちゃんと把握してますでしょうか、観光協会って。

市の観光協会を支援するのが、こういうことになったてんまつについて理解しているかどうか伺いたいと思いますけど。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、今の質疑の中身につきましては、村田委員に対する答弁の中で述べられておまして、委託料に替えたという、こういう増額の中身になっておりますが、その点について確認をしたいとい

うことでよろしいですか。今の質疑はちょっと外れておりますので、お願いします。

○山田辰也委員 委託料の点について、お願いします。

○丸山隆弘委員長 関連質疑の中身がちょっと外れて、村田委員の質疑に対する関連質疑になりますので。そこの確認の範囲の中でお願いしたいと思います。

○山田辰也委員 そうすると。

○丸山隆弘委員長 関連質疑であります。

再度確認しますね。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 委託料が減額になったのは、そういうことだ。

〔「増えてる」と呼ぶ声あり〕

○山田辰也委員 増えてるんですけど、先ほどのことも考えて、どういうことの効果で考えておられるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、村田委員が質疑をしたのは、増額になった原因ですね、その中身について確認をしたわけでありまして、その範囲の中で関連質疑ということではありますが、今のはちょっと関連質疑ではありませんので、はい。

○山田辰也委員 取り下げます。

○丸山隆弘委員長 分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで説明員入替えのため、しばらく休憩します。

休 憩 午前9時44分

再 開 午前9時48分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、小林秀徳委員。

○小林秀徳委員 それでは、8款4項1目都市計画総務費、空家等対策推進事業、317ページとなります。

委託料（一般分）1,526万3千円となるのかと思いますが、その内容を伺いたと思います。

○丸山隆弘委員長 滝川都市計画課長。

○滝川昌幸都市計画課長 空家等対策推進事業の委託料につきましては、令和7年度で計画期間の満了する新城市空家等対策計画と、令和5年度に計画期間の満了する新城市住生活基本計画を令和7年度まで期間延長し2本の計画を合わせて策定するものです。

令和7年度までの2か年の策定期間で行い、令和6年度には空き家の実態調査を行うとともに、それぞれ計画の現状把握や課題の整理を行う予定です。

○丸山隆弘委員長 小林秀徳委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、8款1項3目、305ページをお願いします。

地籍調査費が計上されております。

1点目、委託料1,041万9千円の内容。

そして、負担金5万3千円の内容。

3点目、この事業で期待する効果について。

以上3点、お伺いをします。

○丸山隆弘委員長 松山用地開発課長。

○松山元晃用地開発課長 地籍調査事業3点いただきましたので、順にお答えいたします。

1点目の委託料1,041万9千円の内容につきまして、地籍調査事業はA工程からH工程までの工程があり、各工程で細分化され、事業完了までに15工程ほどの作業が必要となります。

来年度はそのうちC工程の地籍図根三角測量、D工程の地籍図根多角測量、E1工程の細部図根測量、F1工程の一筆地調査の4工

程を予定しております。

2番の負担金5万3千円の内容につきましては、国土調査法で定められた地籍調査事業を実施する県内自治体が加入します愛知県国土調査推進協議会の会費となります。

3番の委託事業で期待される効果につきましては、地籍調査が完了しますと、地積簿、地積図が備えられますので、期待される効果は、1点目、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、2点目、土地の有効活用の促進、3点目、災害復旧の迅速化、4点目、未登記道路の解消など、多数の効果が得られるものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 なるお答えをいただきました。

これ、やられる地区というのは、あくまでもこうなのかなと思うんですが、川田地区ということによろしいんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松山用地開発課長。

○松山元晃用地開発課長 委員御指摘のとおり、川田地区から順次進めております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 効果として、4点目の中で未登記道路が解消されますよということだったんですが、地域の方が御協力いただいて、自動車の産業がどんどん自動車がどんどん走るから、今までの狭い道路を私の土地を提供して、道路にしてくださいよというのが多分あったと思うんです。

今でもそれが登記されていないという状況の中ですが、この部分もこの調査によって確認ができるという理解をすればよろしいんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松山用地開発課長。

○松山元晃用地開発課長 委員おっしゃるとおりです。今漏れておるところと今までやったところと、順次発覚したところについては整備をしていきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 お願いします。

8款2項3目道路新設改良費、県費道路改良事業、311ページ。

長篠橋の改良事業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木土木課長。

○鈴木金也土木課長 事業の内容ということでございますけれども、長篠橋につきましては、昨年10月の定期点検により主要部材に損傷が見つかったため、現在、変形などの計測・調査を実施しています。

令和6年度は、さらに詳細な調査を進め、原因の究明、修繕方法などの検討を行っていくものです。

具体的には、現在実施しておりますドローンによる3次元測量ですとか、トータルステーションを用いた橋の各支点の測量と解析、また地盤調査などの結果に基づきまして、損傷が生じた原因を究明するとともに、具体的な対策方法の検討を実施していく内容となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 資料の中でも曲がってるところが出て、見たんですけど、こんなこと本当あるんでしょうかと思うぐらい、ちょっと驚いたんですけど。

ドローンを使って詳細な調査をするということなんですが、原因については今後なんですけど、そもそも国道だった頃に国がつくったんですけど、この橋自体の耐用年数というのはかなりあると思うんですけど、何年ぐらいがこの当時の想定だったんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木土木課長。

○鈴木金也土木課長 すいません。橋の耐用年数が何年あるかということは、詳細にはちょっと確認してないんですけども、実際に

きたのが昭和9年で、現在90年が経過しております。コンクリート構造物ですとメンテナンス等はしっかりしてやっければ100年とかもつとか言われてますけども、そうしたことから、当時これを何年に想定してつくったものかということは承知はしておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、次をお願いします。

8款4項1目都市計画総務費、空家等対策推進事業、317ページ。

空き家等調査及び住生活基本計画策定の内容を伺います。

この点については、小林委員からの質疑があって、再質疑からお願いしたいと思うんですが、空き家等の調査ということなんですが、現在、新都市の空き家というのは結構使えるところと使えないところが当然あるということ、私もある程度、認識しているんですが、それは生活ができるとか、いろんな基本的な調査の対象があるんですけど、その辺の基準はどのようになってますでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 滝川都市計画課長。

○滝川昌幸都市計画課長 空き家の基準になりますけども、それらも含めまして今度の調査、委託の中で判断していきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 この空き家対策というのが、ただ空き家になってるだけじゃなくて、先ほど農業関係もそうなんですが、移住定住の点から、他市からの移住者が時々来てるのは聞いております。

空き家によってはお金がすごくかかるとか、水回りは特に高いということなんですが、その補助金も少ないというのはちょっと聞いております。それで、この空き家等の調査が今後の新都市の移住定住の解決方法になるかとちょっと考えたんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 滝川都市計画課長。

○滝川昌幸都市計画課長 委員おっしゃられるとおり、この計画におきまして、住生活基本計画と一緒にすることによって、そうした住宅施策を考えていけるような計画づくりをしていきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、次をお願いします。

8款4項1目都市計画総務費、コンパクトシティ形成事業、317ページ。

どのような構想で、地区はどこを対象にしているか伺います。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課参事。

○権田晃明都市計画課参事 どのような構想でどのような地区を対象としているかにつきましては、令和5年4月に策定しました立地適正化計画で定める居住誘導区域を対象として、空き家を除却した場合は最大40万円の補助金を交付しています。

また、令和6年度からは45歳以下の方が居住誘導区域内において、新規に土地及び住宅を取得された場合、最大で30万円の奨励金を交付することを予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 45歳までの誘導地域ですか。この45歳まで誘導地域というのは、ちょっと具体的に言うとどのような場所とかものなんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課参事。

○権田晃明都市計画課参事 立地適正化計画で定めております居住誘導区域につきましては、基本的には新都市の市街化区域内全域なんですが、そのうちの工業用途だとか、危険な土砂災害危険特別警戒区域だとかそういったところを除いた住宅系の用途全てとなっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 適正化計画で、通常の市街

化区域が該当すると思うんですが、令和5年4月から始まったということで、東新町とか西新町は特に空き家があって、古くなって、壊すところもあるもんですから、この新城市の中では、町なかのことを特に市街化区域の対象としてるのではないかと思うんですけど、これは川田とかそういうところでも、どこでもその対象に合うというわけでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課参事。

○権田晃明都市計画課参事 川田地区であっても市街化区域の居住誘導区域に指定されている区域であれば、対象となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

8款2項3目道路新設改良費、県費道路改良事業、311ページになります。

委託料の2,500万円の主な内容を伺います。

2点目は、長篠橋の調査に係る財源内訳とスケジュールを伺いますとありますが、山田委員の質疑で大体分かりましたので、再質疑からさせていただきたいと思います。

この内容については、調査だけということで補修だとか、そういったものは入ってないという理解でいいのかという点が1点と、あとは、スケジュール的には、この調査というのは大体1年で完了するという認識か伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木土木課長。

○鈴木金也土木課長 1点目につきましては、委員のおっしゃるように調査と検討に係る費用となっております。

おおむね来年度、令和6年度の1年を見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと素人でよく分からないので教えてもらいたいんですけど、やっぱり2,500万円、調査だけにとすると、すごい大きいボリュームのお金だなと思うんですが、調査するだけでやっぱりこんなにお金がかかるものなのか、そこら辺教えてください。

○丸山隆弘委員長 鈴木土木課長。

○鈴木金也土木課長 調査の内容ですけれども、今実施しています計測とか測量を踏まえて、来年度はその橋が実際持つのかどうかとかいったその構造計算、安定の計算をする必要があります。それに今、非常にちょっとお金がかかるということと、もう1点は、そうしてもし修繕が可能であれば、そちらのほうの修繕の設計費も含まれていますので、そういった金額となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

この橋のそういった構造計算だとか修繕ができるのかできないのかも含めての判断というふうな調査だと理解しましたが、やっぱり結構この調査というのは、非常に特殊な調査で、全国的にもこの調査できるような会社というのは数少ないというふうなイメージを持ったんですが、そういうふうな理解でいいのかというのが1点と、あと検討の中でということだと思うんですが、双方の地盤のずれがあったら、大取り替えしなきゃいけないということになると思います。また、一部の修繕だけでいいんだったらそこをカットして、そこをまた新たなものをつければいいのかというふうな補修になるのかなと思うんですが、そこら辺の地理的な地盤構造も含めた調査が要るというような認識なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木土木課長。

○鈴木金也土木課長 こちらの長篠橋の検討につきましては、国土交通省ですとか、愛知県の専門家の方にも相談をさせていただいて実施しておりますけれども、非常にまれなケ

ースというか、全国でもこうしたケースは数例しかないということで、その辺の調査の方法についても、今後そうした国の方とかのアドバイスをいただきながら実施していきたいと思っております。

調査の実施、行う内容については、一般的な調査方法になりますので、そういった技術を持っているコンサルタントなら可能かなと思っております。

2点目の地盤が動いている可能性がある場合は、そういったことも含め検討していかないと、というふうに考えておるところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。大変まれなケースということで、しっかり調査等をして検討していただければと思います。

あと1点、生活道路でもあったものですから、その橋が通れないという市民に与える影響が大きいと思うんですが、以前もちょっと要望したんですけど、この看板がもう少し大きくしてほしいという市民からもあったんですが、特に医王寺からの入るルートとかも、看板少ないかなというところがあったりとか、あと、大海の交差点の辺りも見にくい、ちょっと看板大きくしていただければというような要望あるんですが、そこら辺もこの事業を進める上で考慮していくのか。また、やったよと、考慮したよというふうなことであるのか、認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木土木課長。

○鈴木金也土木課長 看板につきましては、そういった声もいただいている中でいろいろ現場を見たりして検討してるんですけども、今、国道側については、やはり国道の車の結構往来がございまして、あれ以上大きくしますとやっぱり車両に当たるといふか、そういう危険性がございまして、今はそこにコーンを置いて、よりちょっと視認性といふか、見や

すくするような形で対応させていただいております。

それから、あと一般の通過交通に関しましては、なるべくそこに流入、入ってこないように、カーナビゲーションのそういった業者に対して、ここは通行止めなので、カーナビゲーションがそこを誘導しないようにといった対策も実施しているところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 それでは、お願いします。

8款4項1目都市計画総務費、コンパクトシティ形成事業、317ページです。

先ほど、山田委員の質疑のときに、おおよそ理解できて、もともと聞きしてたのと大体相違なかったんですけど、ちょっと言葉の意味といふかそういったところもちょっと確認をしたいんですが、居住誘導というのが、私の質疑通告は、居住誘導とはどのようなものかということなんですけど、これ先ほど説明がありました立地適正化計画の、要は建てられる場所への誘導といふか、そういうイメージですよ。その建てられる場所というのは、要は、それを、これって補助金なんで、そこが例えば何かものがあったらそれを除却したりとか、もしくは何かリフォーム的なそういった補助という確認でよろしいのか、お願いします。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課参事。

○権田晃明都市計画課参事 令和6年度から予定している事業につきましては、こちらのほうに新たに土地を購入して、建物建った上で申請していただければ、奨励金を支払うという制度を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 そこに、居住をして建物を建てたときの建物を建てるときのかかったお

金の補助ということ、補助の対象となるかかったお金というのはどのお金になるのかというところをもう1回確認させてください。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課参事。

○権田晃明都市計画課参事 こちらのほう、補助というよりも奨励金という形で、住んでいただければ支払うというようなものをしたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 理解しました。

なので、その奨励金が幾らですよという形で、そこに行くということだと思っております。

もう1つ、やっぱり最後に、まさに通告したことになるんですけど、居住誘導、一応、要は昨年度、当時の経済建設委員会と協力させていただいて、幾つか冊子みたいな形をつくって、市民には分かりやすくなりましたということなんですけど、この誘導というのは、どのように捉えるのかなと思って。ここだったら住めますよというのをどんどん推奨していく話なのか、もしくは、すいませんけど新城に住みたいんですけどとか、帰ってきた方がここに建てたいんだけどというときのものなのか、この言葉自体が、市が積極的にここに住んでください、住んでくださいというものなのか、来た人に対してその場で対応していくものなのかというところはちょっと確認だけさせてください。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課参事。

○権田晃明都市計画課参事 市が、積極的にここに住んでくださいというところではなくて、今うちのほうとしては、市街化区域だとか居住誘導区域の魅力を高めていきながら、選んでいただけるような地域にしていきたいというところで、こういった制度を考えております。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 山口委員の8款1項3目用地対策費のところ、関連質疑をします。

地籍調査というのは国の調査で、市街化区域に関わる場所は川田から始まっていることなんですけど、今ちょっと私も聞いたんですけど、川田で問題が出てるのは、この地籍調査をすることによって正しい広さを測っていただけということ、喜んでる方も見えますけど、土地が伸び縮みがどうもあって、減るところと増えるところがあります。

税金も増えたり土地の価格も関係してくるんですけど、この中の課題でお聞きしたいのは、認めてない地権者がどうもうちのほうでもいるんですね。うちもそうだったんですけど、それなりに減ったりしても問題ないと思ってんですけど、判こを押さないような頑固者みたいなそういう人もいるんですけど、その対策としては、どのような方法を今捉えているか伺います。

○丸山隆弘委員長 松山用地開発課長。

○松山元晃用地開発課長 令和3年度から今年度まで事業をやっておりまして、やはり境界トラブルみたいなものもございます。

そういった方につきましては、事業の有利性やなんかを説明しながら進めておるところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

歳出9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、9款1項2目についてお伺いします。非常備消防費、消防団活動事業、資料の333ページであります。

消耗品費が前年に比較して非常に少ない、4.6%しかない、13万2千円でありましたので、その理由についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 消耗品費が前年度要求額に対して、4.6%とした理由につきましては、前年度に実施した高視認性の雨がっぱの一括整備事業が完了しましたので、この整備のために要求した費用284万6,250円が不要となりましたので、要求額が13万2千円となったものです。

この高視認性雨がっぱの整備事業は、団員個人が用意していた雨がっぱについて、団員の負担の軽減を図るとともに、高視認性とする事で降雨時の活動の安全性を確保するため、県費の補助を受け、総数225着を一括整備した事業でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 団員の皆さんの雨具だということでもあります。また、視認性もいいということで、6月2日の豪雨のときにも出動していただいて、いろんな角度からよく彼らが確認できるということでもあります。

これは、確かに事業が済んだということなんですけど、前々から申し上げてる今度は逆に防火衣について、令和6年度は手当をしていこうということは、予算計上しようというお考えはなかったのかどうか、その点だけお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 消防団の防火服につきましては、現在、各消防団の車両ごとに決まった一律の数を配布し終わって、事業は全て整った状況です。今後、また状況によっては、使用に耐えられないようなものが出てき次第、また整備に当たりますし、消防団の班統合の今後の進め方によっても余剰が出てきた場合は、さらに厚みを増して配布していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終

わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、9款1項3目災害対策費、防災行政無線（同報系）改修事業、339ページ。

防災行政無線の全体数と、新しい機能を伺います。

○丸山隆弘委員長 熊谷防災対策課長。

○熊谷和志防災対策課長 防災行政無線の全体数と新しい機能ということではありますが、来年度予定しているこの改修事業につきましては、現状の戸別受信機の生産中止に伴い、新たな電波方式にて防災行政無線を受信するための改修となります。

内容としましては、市役所の親局、須長中継局、北山中継局、行者越中継局への新型無線機の受信ができる機器の設置を行うものであります。

この新たな電波方式にすることで、戸別受信機の受信感度がよくなり、主に山間部等の電波過疎地においても、別の施工のアンテナを設置することなく受信できることが期待されます。

令和6年度の戸別受信機の購入予算措置では、備品購入費として180台を見込んでいます。

以上であります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 新しいものを使うというのは、安全性、防災面でも非常に大切な点だと思うんです。

大体これ普通、耐用年数はやはり何十年とかもつ、今後もこれを耐用年数をもっていくのを期待しているんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 熊谷防災対策課長。

○熊谷和志防災対策課長 耐用年数というよりも、現在使っている戸別受信機はもう15年以上たっているということで、不具合とか故障が発生することによって交換をしていくと

いうことでありますので、耐用年数を待つということじゃなくて、故障だとか、不具合に対して対応していくということで、現在使っている受信機はもうないということで、新たなものを導入するには、今回の改修がいるということでもあります。

以上であります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、9款1項3目災害対策費、防災行政無線（同報系）改修事業です。

こちらのほうは、今、山田委員の質疑で理解をいたしましたので、再質疑をさせていただきたいと思います。

更新のもの、180台ということだと思っておりますが、これは先ほど言ったように持つければもう交換してくれるというわけではなくて、故障したりだとか、何か不具合があったときに、この新しいものを交換というふうな対応という理解でいいのかというのが1点と、あと今後は順次、壊れてからこれを交換して行って、行く行くは全市内この新しいものに交換していくというようなスケジュールということでもいいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 熊谷防災対策課長。

○熊谷和志防災対策課長 まず、1点目ではありますが、故障だとか不具合の場合、電話等の応対、まずは窓口を持って来ていただければ、交換をするというような対応をしております。

スケジュールであります。4月に入りまして業者と契約をさせていただいて、契約期間としましては、令和7年3月31日の工期で発注をしていく予定であります。

以上であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。新しい中身の受信機は新しくなっているということで、交換していくということで理解しました。

あと、この事業を起こすときにですけど、ちょっと私も他市町のことまだ調べてない、ここの分野、分からないんですが、例えば、今って防災受信機なるものにiPadだとか、そういったアプリも含めて対応してくところ、今の技術ではできるのかなとちょっと思ったんですが、そういったものに移行していく、そういったテクノロジーの向上によってよりよいものにしていくというようなことを考えたのか考えてないのか、そこら辺の状況、話し合い等、検討した内容を教えていただければと思います。

○丸山隆弘委員長 熊谷防災対策課長。

○熊谷和志防災対策課長 委員おっしゃるとおり、設置をした当時は、防災情報としては、この同報系の防災無線が有効でございます。

現状、今、防災アプリ等そういった技術に関して、スマホ等でも情報が取れるようになっております。

この防災無線の関係をいつまでもやるかということではなくて、いろんな情報手段がありますので、そういったところでこの防災行政無線戸別受信機、能登半島地震のときもそうでしたが、これがやっぱり情報収集としては有効であるということで、本市としましては継続して使い、新たなものができればそれに移行していくということで考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 こちらの質疑に関しては山田委員と浅尾委員の質疑の御答弁で理解いたしましたので、取り下げさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、10款1項3目教育指導費、新城ハートフルスタッフ活用事業、347ページです。

委託料（一般分）、2,042万円の委託内容は。

よろしくをお願いします。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 ハートフルスタッフの委託内容でございますけども、現在、ハートフルスタッフにつきましては、会計年度任用職員を任用しまして、市内の13校の小中学校に配置しておりますけども、令和6年10月からハートフルスタッフの雇用、それから、労務管理、各学校におけるハートフルスタッフ業務を民間業者に委託するものであります。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 分かりました。

もうちょっと突っ込んでお聞きしたいんですけど、具体的にどんなような内容を委託するのかということをお聞きします。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 現在、ハートフルスタッフにつきましては、大きく4つの業務を行っております。

1つ目は、態度支援、それから、内容支援、体育支援、その他授業中の学習支援とか補助になります。具体的には、教室を飛び出してしまう児童生徒の見守りですとか、一斉指導で理解できない児童生徒に対する学習補助を行います。

2つ目は、安全確保、運動補助、給食指導、清掃指導などがございます。具体的には、実技教科ですとか、校外学習に関する安全面の補助、それから給食の準備・片づけに伴う補助を行ってまいります。

3つ目は、タブレット端末等のICT機器の整備及び保守になります。具体的には、充

電機器等の整備ですとか、液晶画面の手入れなどを行ってまいります。

最後、4つ目ですけども、児童生徒の支援及び補助のために必要な協議、それから研修を行うこととなります。具体的には、支援する児童生徒の実態ですとか、支援に対する情報共有、他人へのサポートの報告などを行っていくというものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ハートフルスタッフの業務として、今後もそういったことを業者を通してやってもらうということになるんですね。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 これまでと同様の業務をやっていただきます。これから、業者が決定して以降、業者としっかり想定し得る業務をしっかり調整しまして行っていきます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、ハートフルスタッフは先ほど御答弁された、いわゆる様々な業務と、また今回、児童クラブと一緒に1つの業者に委託するというところでよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 小野田委員、お見込みのとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 そこで1つ伺いたいんですけど、今まで、何かあったとき学校は教育委員会のほうに報告して対応するということがあったんですけど、これからは、委託先が1つ入ってくるんですね。

そうしたときは、その辺りの連絡はどうなるのかなど。もしこの辺がもう詰めてあったら教えていただきたいんですけど、これからそれを考えられるのかどうかということをお伺いします。

例えば、トラブルが発生したときにハートフルスタッフと委託先と学校と教育委員会、

これどのように連携を取っていくのかということをお聞かせください。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 これは、業者が決まってから、また詰めていく話になりますけれども、各支援員には、携帯電話とか連絡取れるものが支給されることになるかと思えます。市内のどの学校、ちょっと単位が分からないんですけども、責任者みたいなものも置かれるようになりまして、そういった方を通して学校との連絡はしていくようになるかと思っております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 お願いします。

10款4項3目であります。長篠城址史跡保存館管理事業、資料375ページでお願いします。

2点あります。

1点目、委託料（一般分）200万9千円の内容について。

2点目、これによって期待する効果についてお伺いをします。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 委託料の内容につきましては、長篠城址史跡保存館の建物警備業務と城址本丸内の危険木、支障木の剪定及び除去の業務となっております。

2番目の期待する効果につきましては、委託業務につきましては、貴重な資料を収蔵及び展示する施設でありますので、火災や夜間警備等を行うことで適切な維持管理に努めるものでございます。

また、樹木の剪定等につきましては、史跡長篠城址保存活用計画に基づきながら実施しております。令和6年度につきましては、本丸内のJR飯田線の線路沿いにある樹木の剪定を予定しております。これらの樹木は巨木、古木化していることから、線路内への侵

入を防ぐとともに、風などにあおられ枝が折れて落下することを未然に防ぐことで、観光客への安全確保や鳶ヶ巣山方面への視認性の向上ができるものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 2点ほどお伺いしたいと思います。

期待をする効果の部分であります。夜間監視を夜間警備をすと言われましたが、今までは夜間警備は警備保障の中で調整が取れていなかったのかどうかということについて、まずお伺いします。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 これまでも同じような形でずっとやってきておりまして、来年度も同じ業務内容で委託する予定であります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それから、もう1点は、JRに対して支障木がある、枯れ木が古木になっているから、枝が落下するおそれがあるということでそれを除去されるということなんです。長篠の旧総合庁舎についてもお伺いした経過、経緯があるわけですが、JRがあそこの路線を電車が通るときは、その作業を中止しなくてはならない、要するに警備員が必要だということですが、その部分もあるとするならば、どのぐらいの日程があつて、この樹木を伐採するのにはちょっと定かではありませんが、その部分、JRさんが電車の通行に支障がないように、停止を業者に指示するという作業があるんですが、そのことはこれには含まれているんですか、いないんですか。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 これまでも、長篠城の飯田線沿いの支障木について伐採をしてきておりますが、このときに、JRからこの業者ならいいですよという複数の業者さん

を提示がありまして、その業者さんの中から選ぶというような形で、これまでやってきております。

それで、そのときに当然、電車を止めるということは、JRの利用者に大きな迷惑をかけるということになるものですから、警備員を置きまして、電車が通行する際には作業を止めてしまう、それから、時刻表の中で、この時間帯に通りそうであれば作業を止めて電車の通行に支障がない形で行うということは、JRとの協議の中で徹底して、これまでもやってきておりますので、今後についても同じような形でやっていくような形になるかと思えます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解をしました、JRとの調整の中で業者さんも決まってみえるということであるので、連携は取れて、安全の確保はできるだろうと理解をしました。

続きまして、同じく10款4項3目であります。文化財保護費の中の長篠城址保存館の開館60周年記念事業についてお伺いします。資料377ページです。

事業内容と期待する効果についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 開館60周年記念事業では、主要なイベントとして講演会の開催を予定いたしております。

令和7年度に迎えます長篠・設楽原の戦い450年につなげられるよう、「長篠・設楽原の戦いの開始に至る直前の戦国武将の研究動向」をテーマといたしまして、市民の方に分かりやすい内容でお話しいただけるような講師を招くよう考えております。

そのほかに、動画資料の作成やインバウンドに対応できるような英語版のパンフレットの作成等を予定しておりまして、この60周年を契機に、今後、長篠城や設楽原へリピータ

ーを含めた集客の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 この事業について、主要事業をいただいた中の19ページにもございますが、割と今答弁いただきましたように、比較的大きな仕事をされると理解をします。

その中で、本年度行われた鳳来寺山自然科学博物館が、あれも60周年だと思うんですが、これに180万円ほどの予算を計上して事業をされておりますが、さて、どうする家康もあり、あそこは大きな歴史の史跡を残すということであるので、本当に78万6千円で地域の方、さらにはあそこに来られる観光客の皆さん等に訴えるだけの十分なものができるかどうかということが心配なんです、その点の庁内調整はされてみえてきたと思うんですが、そういったことはないのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 今、申し上げた事業につきまして、これまで長篠城址史跡保存館、それから設楽原歴史資料館のほうで、これまで積み重ねてきているものもかなりございます。

それから、地域の方々とも協力しながら長篠城でのぼりまつり等も開催しておりますし、設楽原のほうですと決戦場まつり等もございます。それを主催している団体の方々も、保存館、資料館を応援して下さっておりますので、そういった地域の方も一緒に巻き込みながらやっていきたいと考えておりますので、この予算の中でしっかりPRをしていながら450年に結びつけていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 地域の皆さんの献身的な御協力をいただいているということで、大変感

謝をします。

こうした事業が成功裏に収まるようお願いをしたいと思います。

続きまして、10款5項4目であります。資料397ページであります。

この中で、学校給食施設整備費というのがそれぞれ計上されております。そして、学校給食共同調理場運営事業にそれが使われるということでもあります。

10点ほどありまして、この資料の中に細かく計上しておっていただきましたので、10点についてお伺いしていきます。

報償費35万3千円、そして消耗品費9万9千円、次に、燃料費16万3千円、光熱水費1,925万5千円、賄材料費1億2,145万2千円、手数料24万2千円、保険料57万円、そして、委託料共通分として589万6千円、一般分が2億1,848万2千円。続いて、10点目、最後であります。使用料、賃借料、負担金のそれぞれの算出根拠についてお伺いをします。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 10点、御質疑いただきましたので、順にお答えします。

まず、1点目の報償費でございますが、共同調理場の稼働後は安全安心な学校給食を安定的に提供するため、保護者や学校関係者などからなる3つの委員会、共同調理場の運営委員会、献立委員会、物資選定委員会を設けまして、意見を求めたいと考えております。したがって、こちらの委員会で委員として外部委員に対する報償費を計上してございます。

具体的には、共同調理場の運営委員会としまして、外部委員4名掛ける7,500円掛ける2回で6万円。献立委員会が外部委員が3名で7,500円掛ける7回で15万7,500円。次に、物資選定委員会で外部委員3名で7,500円掛ける6回で13万5千円を想定してございます。

次の2番目、消耗品の算出根拠でございます。こちらは、共同調理場で市の職員が事務

を行う際、必要となるチューブファイルや文具などの事務用品でございます。

3点目、燃料費の根拠は、共同調理場に設置いたします自家発電用の燃料費でタンクの容量を満タンにできる1回分の量の購入費用を見込んでおります。

4点目、光熱水費の根拠でございます。こちらにつきましては、施設の稼働前であり、実数を見込めないことがありますので、他市の施設を参考に概算で算出しております。

5番目、賄材料費でございますが、小学校の給食費単価280円、中学校の給食費単価330円に、年間給食提供見込み回数125回、それに小中学生、教職員を含めますが、その人数をそれぞれ乗じて算出したほか、給食センターの従業員の食事代も中学生と同額で算出しております。

また、食材費調整分として、作手小学校で実施したような地元産の食材を活用した給食提供を行う際に、通常食材との価格差が生じることへの対応費用として84万円を含めております。

6番目、手数料の算出根拠ですが、他市のセンターで実施しております検査などを参考に、市の職員の検便検査費用や食材検査費、また市職員などのノロウイルス検査費用、簡易専用水道法定検査手数料、防火管理者講習手数料などを計上してございます。

7点目の保険料でございますが、共同調理場の本体、屋外倉庫、浄化槽棟、受水槽の建物類や、また調理機器類を対象にしました市有物件建物共済に加入しますので、それぞれの取得価格に共済が定める率を乗じて算出しております。

8点目、委託料共通分でございますが、こちらは施設定期清掃費や、浄化槽保守点検清掃業務、油水分離槽清掃業務、空調設備保守点検業務委託、自動ドアの保守点検委託などです。

9点目、委託料一般分の内訳です。共同調

理場の調理等運營業務委託やボイラー保守点検委託、続いて機械警備業務委託、事業系一般廃棄物収集運搬業務委託、換気扇保守点検委託などが根拠となります。

最後に、10点目、使用料、賃借料、負担金の根拠でございますが、NHKの受信料や緊急地震速報の利用料、また複合機・印刷機の賃借料、ガス警報器リース料、県学校給食センター連絡協議会会費負担金などがございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 たくさん伺いましたので、メモがとれていませんが、まず報償費として35万3千円は運営であるとか、献立であるとか、物資、食材調達かな、ということの委員会が開かれるということですが、これは定期的に開かれるということで3つの委員会合わせて、35万3千円、逆算すれば分かるんですが、都度、何回ほどやるのか、そしてその3つの運営委員会の中でどれを軸としてやられるか、ちょっと伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 共同調理場の運営委員会でございますが、年1、2回を想定してございます。また、献立委員会は2か月分の献立を献立委員会で見てもらう、御意見いただくということで、6回ほどを想定してございます。また、物資選定委員会、こちらは実際に毎月、献立に対して食材を購入いたしますので、その食材を選定する委員会ですので、これは毎月を想定してございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それぞれ委員会を開催をし、よりよい、より安く、より効果のある給食をということで、理解をさせていただきます。

そこで、次の消耗品費の9万9千円は別としまして、3点目の燃料費16万3千円についてでございますが、伺いました緊急の発電

機の燃料タンクということですが、あれだけの施設の電気を賄っていくということだと、かなりの大型の発電機が必要だろうと思いますし、それに要する燃料というと、恐らく重油ではあれだろうし、ガソリンではかなり危険があると思うんですが、燃料は軽油を使われるということですが、ちなみに燃料費の16万3千円のうちの、タンクに保存するわけですが、そのタンクの設置の状況、またタンクの容量については、どのような形であるのか。

と申し上げるのが、軽油の場合は、第4類の第2石油類、多分違ってないと思うんですが、に該当すると思うんです。そうすると、指定数量は千リッターになると思うんですが、千リッター以下のタンクであるのか。そして、千リッター以下でも、多分、少量危険物というのは指定数量の5分の1を超すと、少量危険物という設置の届けをしていかななくてはいけない。それから、防火壁だとか、油が漏れる装置をつけなくてはいけないということがあるということ、今から60何年も前に勉強しましたけども、その設備はいかがなものかちょっと確認したいと思います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 タンクの容量、自家発電用の軽油用の燃料タンクの容量ですが、950リットルとなっております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 950リットルですと、今日、予防係の担当の方がお見えになりませんが、消防法上の規定がかかりますので、恐らく少量危険物の貯蔵所ということの表記をされるという。それは、建設上の中で、しっかりと進められている理解をしてもいいんですよ。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 建物の書類等でもしっかり出しておりますので、適切に対応いたします。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、4点目は別としまして、賄材料費であります。

先ほど、説明を受けて最後のほうに84万円別に見ますよということなんです、これが通常の価格であるというものが仕入れをされて、食材として使われるわけでありましたが、作手というような言葉を聞きました。例えば、作手でありますと、Aランクに指定された玄米を使うということであれば、価格差がかなりあります、通常のお米と比べると。

ですので、そういったときを想定をされて、その価格を予備費みたいな形の中で80万円を含めているという、ちょっと話が小さな話なんです、そういうことで理解すればよろしいのかどうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 賄材料費の84万円ですが、先ほど作手小学校を事例として挙げさせていただきましたのは、作手小学校で12月に給食提供した際に、有機食材を含めて給食を出してありましたので、それで事例として出させていただきました。

今回の84万円につきましても、例えば有機食材を使って給食を出す際には、通常の野菜、慣行野菜で作られた野菜よりも価格差が生じることを想定しまして、それらを補填するために調整分として計上したものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 積極的に、有機栄養の農産物を使用されるということで、子どもたちにも喜んでいただけるのかなと理解をしました。

次に、7点目の保険料57万円の算出基礎であります、先ほどお話がありましたように、施設は当然、固定資産の部分については理解をしますが、機械器具についての保険料ということをお伺いしました。これはちょっとどういったものを保険で保護するのかということと、施設について、当然、建物の施設、保険加入するには、多分、いろんな場面でお伺

いしてありますが、時価額なのか、再取得価格なのかということによって、実は保証の担保範囲も違いますし、掛金も変わります。その辺はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 建物総合損害共済基金分担金試算表というものに基づいて算出したわけですが、建物の取得の価格で算出をしております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 保険に加入されて、保険の加入期間というのは、恐らく1年だと理解をします。その場合に、取得をした価格ではというのは時価というふうには評価をしますが、いいですか、年度がたったとしても、今、例えば10年後、この施設を建てたら幾らかかるのというのが再取得価格という評価をするんですが、ずーっとずーっとその今の価格でいくと時価、時価、時価でいきますと、保障額はどんどんどんどん下がってくる、掛金も下がるんですが、それでよろしいのかどうかという判断をされてみえるのか確認します。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 先ほど御答弁させていただきましたが、取得価格に共済が定める率を乗じて算出しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これ初年度だと思うんですが、次年度以降も、今言う一価格にやるということだと下がる可能性もあるし、最小価格になると理解しますので、その辺をよく確認しといてください。もしも事故が起きた、甚大事故になってしまったということ。それから、恐らく建物構造上、ある程度震度8以上の、それ以上の地震はないと思うんですが、それには耐えられるだけの耐震構造をもって設計されているとは思いますが、どんなことがあるか分かりませんので、そうした場合の

保険がちゃんと担保できるかどうかということを確認しておかないと、地震でちょっと傾いたから駄目だよ。引いても真っすぐならないから、もう一遍というともた30億円ぐらい金かかってしまう。ところが、補償で、保険で担保できなかったということでは大変なので、その分はよく見ておいてくださいと思いますので、お願いしたいと思います。

そういった中で、多大な賄い費含めて費用がかかるということでもありますので、施設を完全なものとして利用していただき、都度都度申し上げますが、最終的には子どもたちが、よかったね、お父さんお母さん方もすばらしいねという施設にできるようにお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 1点、すいません。訂正をさせていただきます。

先ほどの報償費で、私、献立委員会が6回と申し上げましたが7回で予算は立てております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 6回を7回だね。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 先ほど、回数の中で整理させて報告いたします。

共同調理場の運営委員会は2回、献立委員会は7回、物資選定委員会は毎月ですが、調理場が始まるのが9月からですので6回というふうに訂正させていただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

ここで休憩を取りたいと思います。再開は11時05分とさせていただきます。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時05分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、3番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業、395ページ。

現時点での進捗状況と今後の見込みを伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 現時点での進捗状況でございますが、令和6年度予算計上したものは、委託料としまして共同調理場ネットワーク設計構築業務委託のほか、共同調理場及び受入室の工事監理業務委託を、工事費としまして、共同調理場建設工事、イントラ工事、受入室改修工事、こちらは東郷東小と庭野小、鳳来寺小となります。

それぞれの進捗状況ですが、令和5、6年度の債務負担で対応しております共同調理場ネットワーク設計構築業務委託は、令和5年11月に契約を締結し、共同調理場の建物内のネットワーク環境の整備に向けた調整を進めております。

令和4年度から令和6年度の継続費の共同調理場建設工事は、令和6年2月末現在で進捗率が51.8%、令和5年度・令和6年度の継続費の受入室改修工事、東郷東小が2月末現在で44%、庭野小が86%と進捗してございます。

今後の見込みですが、委託及び工事に関わる調整事項は多岐にわたっておりますが、関係各所と調整を図り、これまでも準備を進めてまいりましたので、今後もしっかり調整をして、遅れることなく令和6年9月の稼働に向けて進めていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 進捗状況は、2月で51.8%

ということで説明を聞いたんですが、遅れることのないようにやっていただきたいというのが、私も思います。

現在、いろんな課題とか問題点が出ているのは御存じでしょうが、世間的にやっぱり言われるのが、私、市民からよく言われるんですね、もうどんどん進めていくなら、いい方向に進めたい。また、有機食材等も考えていただいているということで、この辺は歓迎しております。

心配な点でちょっと1点伺いますが、資材が高騰したり、働き方改革が4月から始まったりすると、人材の確保とか事業の進み具合が遅れるのではないかというこういう懸念の声がありますが、その点についていかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 本体の工事、工事全般につきましては、施工業者と設計業者並びに市の職員で、定期的な工程会議を実施しております。

そういった中で、今御指摘のありましたような資材高騰という話は、現時点では出ておりませんので、このまま進めていけるかと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、次に行きます。

10款5項4目学校給食施設整備費で、学校給食共同調理場運営事業については、山口委員の説明で理解しましたので取り下げます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

10款1項3目教育指導費、教育支援センター推進事業、345ページ。

1点目、1,542万2千円の主な内容を伺い

ます。

2点目、利用者の見込みと運営形態を伺います。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 事業としましては、大きく2つあります。

1つは、新城市教育支援センターあすなる教室の運営に伴う経費です。新年度から民間施設で実施するため、賃借料や光熱費等の施設管理に係る費用、教室を運営するスタッフの人件費となります。

もう1つは、新城中学校内に設置する校内教育支援センターiルームの新設に伴い、支援員を2名配置するための人件費となります。

2つ目の利用者の見込みと運営形態についてです。

あすなる教室については、年々、入室者数が増加しており、今年度は22名が入室しています。来年度も同様程度の入室者数が予想されますが、市街地への移転により通いやすくなるため、さらに増加することも考えられます。運営には、室長、副室長、あすなるスタッフ3名で対応に当たります。

次に、新年度から始まる校内教育支援センターiルームは、教室に入りづらくなった生徒が、教室とは別の場所で過ごす、安心できる居場所を提供し、生徒それぞれのペースに合った学習を実施するものです。

利用者に関しては、不登校傾向の生徒が利用することを想定していますが、現在は不登校傾向でなくても、強いストレスを感じながら教室にいる生徒がいることも予想されるため、教職員はアンテナを高く張り、iルームをもう1つの居場所となるように支援していきます。運営には、担当教員1名と支援員2名で対応に当たります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 状況のほうが分かりました。ちょっと個々にお聞きしていきたいとは思

いますが、今後も不登校ぎみも含めて増えていくのではないかとこの全体的な傾向のほうも理解をいたしました。

それで、少し基本的なことではあるんですが、このあすなる教室とiルームの違いというのは主にどういったところが挙げられるのか教えていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 いずれも、不登校、あるいは不登校傾向の生徒に対応する事業であります。ただ違うのは、あすなる教室は市が運営しております。iルームのほうは、県のほうが、県内の不登校生徒、不登校傾向の生徒のためにどんな事業ができるかということで、今年度始まった事業で、来年度は2年目となる事業であります。県と市の違いがあります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。主に県と市が別々で運営しているというような、大きく分けてということで理解いたしました。どちらも不登校ぎみ、不登校の方を対象にということで理解をいたしました。

iルームについて、ちょっと何点かお聞きしたいんですが、このiルーム、県の取組として手を挙げられたということで始まっているかと思いますが、こういった中で、新城市の学校の中で、新城中学校にしたというのは何か理由があるのか、そういった背景等があれば伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 このiルームですが、県がまだ模索をしている事業であります。こちらが手を挙げたというよりは、県のほうからぜひ東三河では新城市、新城中学校でやってください、というところから来た事業であります。

その根拠であります、新城中学校、不登校の出現率が少し高いというところで、ぜひ

新城中学校でというところからやってきた事業であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 なるほど、県のほうから要請があったというのが主な背景ということで理解いたしました。

そういうことで言いますと、やっぱり不登校の支援ということで、ほかの自治体も多くやっていることであると思いますが、やっぱりそこら辺は、県のほうも下調べなどして、今があるというような状況で理解いたしました。

そういう中で、このiルームの支援活動をしていく中で、学校の中につくるということがちょっとどうなのかなと思うんです。というのは、不登校の方というのはもう学校に行くということ自体がハードルが高くて、学校のiルームのほうに行くという、学校に向かっていくということ自体がちょっとできないという方もいるんじゃないかなと思いますが、そこら辺の立ち位置なり、対応というのはどう考えているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 このiルームなんですが、具体的な形であったり、運営方針、そういったものは、一切任されております。これから模索をしていく事業であります、完全に不登校になった生徒に対しては、なかなか学校に足が向かないということも考えられるんですが、もう不登校ぎみであるとか、それから予備軍である、不登校になりそうな生徒たちもかなりの数があると考えられます。その子たちが、学校できちんとおり場を見つける、そんな場所になったらいいかな。

そうすれば、もしかしたら不登校になっている子たちも、学校にあんないところがあるのならとって、改善が見込まれるかもしれません。これは本当にこれから始まる事業なので、読めませんが、そんなところを考え

ております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 なるほど、居場所も含めてこれから模索しながら柔軟に対応していくということで、ぜひ頑張っていたいただきたいなと思います。

そこで、あともういった模索ということなんでこれからなんだろうかと思いますが、そういう中で、ここのiルームだけで完結するという事は難しい、多様な問題がある、ぶつかると思うんです。そういう中で、OBの教師だとか、ほかの経験のある団体とかに相談できる体制というのは整っているのか、また、それは今後、体制づくりしていくのかという方向性なり、その対応についてはどういうふうな状況になっているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 現時点で、こんなことを考えていますというところは明言できませんが、こういった問題は、できるだけ多くの場所、多くのところとつながりながら、協力しながら解決していくほうが、より望ましい形になっていくと思われまますので、その辺も含めて次年度考えていきたいと思っています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

では、またこのiルームと、またあすなる教室というところ、2本立てあるかと思いますが、新城のほうは。そういう意味では、非常に充実をしているかなと思います。その中で、このiルームからあすなる教室を利用していくという方向もあるだろうし、逆にあすなる教室を利用している方が、iルームで利用するという形もあるかと思いますが。やっぱりそういう2本立てでやっていくというふうなことでいいのか、というのが1点と、あとこのiルームを利用する方は、別にその新城中学

の生徒だけというわけじゃなくて、ほかの生徒も利用できるのか、そこの2つ教えてください。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 iルームとあすなるのすみ分けなんですけど、iルームは基本的にその学校で不登校の子、不登校傾向の子をどうしていくかという事業であります。なので、新城中学校の生徒が、あすなるに行きたいというのはありなんですけど、あすなるに通っている新城中学校以外の子どもたちがiルームに行きたいと言っても、ちょっとそこは今のところ考えていないという状況であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。じゃあ、新城中学校に通う生徒を対象に、iルームは絞っているということで理解いたしました。

今後、こういったiルームの効果というかいい役割になっているということになれば、また全学校等に波及していくということもあり得るのかなと思いますが、今の現時点での対応ということで理解をいたしました。

それでは、続けて次の質疑に入っていきます。

10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業になります。

1 問目は9億8,395万5千円の主な内容を伺います。

2 点目、学校給食共同調理場ネットワーク設計の構築業務の6,546万6千円の内容を伺いますとしておりますが、さきの質疑等で再質疑のほうからさせていただきたいと思えます。

こちらのほうのネットワーク事業ということですが、このネットワーク事業というのは6,500万円という結構大きいものだなと思うんですが、どういったところに結構お金がかかるというものなのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 学校給食共同調理場ネットワーク設計業務の業務内容でございます。共同調理場では、市の職員と栄養教諭が共同調理場の中で一緒になって業務を行いますので、市の職員は市役所事務室のネットワーク環境、また栄養教諭は学校の職員室のネットワーク環境を整える必要があるため、整備を行うものでございます。

また、児童生徒が共同調理場へ来所した際、学校で使用しておりますG I G A端末、タブレットを持参して学習活動を行えるように研修室や見学通路のネットワーク環境を整備するものとなっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 特に、何かすごい機械が高いとか、そういったようなものというのがあるのかなと思ったんですが、そういったものではなく、ここのネットワーク機械を構築する積上げた機械の金額ということですか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 機械の整備もそうですが、その前段として、調理場の中の配線、どういったところで配線するのかというところを、全て工事の進捗に合わせまして、ネットワークのこちらの構築委託をしている業者に見てもらいながら行うものでありますので、まず、どういうふうなネットワークをつくるかというところと、あと配線をどのように引いていくのか、あとは通信の機器類をどこに設置するのが一番いいのかというところを含めてやっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

配線等ということですが、こちらの事業では、別の話ですけど、受入工事との日程等も、こちらの事業になるということによかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員、受入工事の1点目でもう一応済んでおりますので、2点目のネットワークのところですね。その確認ということですね。ネットワーク業務の中に入ってるかどうかという確認ですか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今の再質疑で入ってまして、1の主な内容というのは理解した中での再質疑ということで、1と2の中での組み合わせる再質疑なんですけど。

○丸山隆弘委員長 1点目の再質疑にもう一回戻るわけですね、受入施設のところについて、確認したいということですね。

○浅尾洋平委員 そうですね、はい。この事業の1、2の。

○丸山隆弘委員長 ちょっと前後しますが、いいですか。

菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今、ネットワーク設計のほうは、あくまで共同調理場の中だけの工事となりまして、受入室のほうにはこういったネットワーク関係の整備はしてございません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、こちらのほうで配送のトラックやスタッフというのは、どれぐらいになるかというのを教えてください。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員、今のは次の質疑に入ってると思うんですが、よろしいですか、それで。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この給食の施設の改築事業の中に、学校給食の受入れの工事というのは入っているのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員、先ほどほかの委員の中でも答えていると思いますが、3校ですか。東郷東小、庭野、鳳来寺含めて入っているということで、受入れの工事の関係ですが、説明ありましたけど。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 その上での再質疑ということでしたので、分かりました。

受入れの工事のスケジュールの資料請求を見ると、新たに令和6年度9月から完成して始まるというんですけど、この暫定の暫というのと、仮の仮というのと、ほとんど暫定の暫なんですけど、これはどういう区分けになっているのかというのが、1点教えていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 仮とか表記してございますのは、新城小学校と鳳来寺小学校で、仮の新城小学校におきましては、仮の受入室を整備するという対応で仮という表記がしてございます。

また、鳳来寺小学校におきましては、仮の搬出口を現在の鳳来寺小学校の玄関口から直接ランチルームへ運び入れますので仮という表記がしてございます。

また、暫と書きました暫定の受入計画がありますのは、千郷小学校、東郷西小学校、舟着小学校、八名小学校、鳳来中部小学校、黄柳川小学校、東郷中学校、八名中学校となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ちょっと受入工事の日程うまくいつてるのかなと思って再質疑させていただきました。

普通は、予定どおり進んでれば、仮とかというのでいいと思うんですけど、暫定ということになって、しかも9月からってもう本稼働、スタートなんですよ。本稼働スタートなのにまだ暫定というふうなところで、非常にちょっと心配をして再質疑させていただきました。

手運びをするところが、たしか千郷中学校だよと僕らは聞いてるんですけど、実は手運びをしなきゃならないというのは、これ見ると増えてるんですけど、そこら辺増えている学

校というのは、新しく対応しなきゃならないというところを教えてください。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 こちらは、受入室の工事に合わせまして、各学校で老朽化しておりますリフト、小型小荷物昇降機がございしますが、そちらの改修工事も受入室の改修工事に合わせて行うものとなります。

したがいまして、リフトの改修期間中は、リフトが使えないもんですから、手運びの可能性があるとこのところ資料には手運びと記載してございます。

また、現在、夏休み中にできるだけリフトのほうで工事ができるかどうかということも、施工業者があらあら決まっておりますので、そういったところを調整しながら現在進めているところです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、具体的に手運びになる可能性があるというところを、各学校教えてください。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 千郷小学校、東郷西小学校、舟着小学校、八名小学校、東郷中学校、八名中学校。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

ほんとに、大変、各学校苦勞が出るんじゃないかなと思います。やっぱり手運びは、生徒に運ばせる、また、先生が運ぶ、そういう対応ですか、伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 ここら辺につきましては、まだ、運営会社ジーエスエフと、詳細までは詰めきれれておりませんが、想定としましては、ジーエスエフの極力、配膳員の方に業務としてやっていただくことを想定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 まだ分からないということで、子どもさん含めて、千郷中学校も子どもを中心に今、手運びするという事なので、多分そこだけまた手運びを生徒にさせるというのも不公平になりますので、多分、生徒たちに手運びをさせるという事態に、先生も含めてになるんじゃないかなと思っています。

非常に、今でも分からないという状況ですので、不安定な学校給食の方式にならざるを得ないと指摘しておきます。

次の質疑に入ります。

10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食共同調理場運営事業、397ページです。

1、3億6,987万4千円の主な内容を伺います。

2、35万3千円の報償費、各委員会に関する費用の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 1点目の3億6,987万4千円の主な内容です。

こちらにつきましては、共同調理場稼働後に設置する給食の運営委員会などへの報償費として35万3千円、給食の食材である賄材料費が1億2,445万2千円、建物などの保険料が57万円、施設の維持・管理に必要な点検や清掃などの業務委託費が589万6千円、そして、共同調理場運営業務委託などの委託料が2億1,848万2千円などとなります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、再質疑に入ります。

3つある委員会というので報償費がかかるということで、報償費含めてあるということでもあります。

その中で、1番の主な内容の中でも配送トラック等の台数もあると思いますが、その台数を伺いたいのと、あと、運転手というのは

何人必要なのか、また総スタッフ数を教えてください。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 配送トラックの台数は、共同調理場、新城、鳳来地区におきましては12台です。作手小学校の車両が1台の合わせて13台を想定してございます。

あとはスタッフの内訳でございますが、配送の方は、現在想定で予定では15名で、総数でいきますと100名となりますが、午前の勤務と午後の勤務とか、兼務をしたりですとかありますので、100名が全て調理場に訪れて業務を行うというものではございませんが、おおむね100名となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。トラックは全部で13台と、運転手は15人必要だということで、そういった方々、調理員も含めて総勢100名の体制で運営していくよということで理解いたしました。

この100名なんですが、今の自校方式のスタッフと比べて何人減っているのか分からなかったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 現在の自校調理の調理員は50名ちょっととなっておりますので、単純に比較すると50名ほど多くなることとなります。

ただ、100名の中には、配膳業務を行う配膳員が20名、配送員が15名となりますので、調理に実際に携わる人間を合わせますと、65名が調理に従事する人数となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

結局、今よりも50名増えるという運転手も含めて、今、運転手要りませんので、自校方式だとね、もう少し減るといような想像をしてたもんですから、ちょっと残念ではあり

ます。

結局、人件費も増えて、トラックも増えるということで、どうなのかなど、今思った次第ですが、質疑変えますが、3つの委員会でそれぞれ運営、献立、物資ということでメンバー決めるといことなんです、そのメンバーというのは、誰が選定するということになるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 すいません。先ほど答弁で(2)の御質疑いただいておりますが、答弁が漏れておりました。先に、こちらから御説明申し上げてもよろしいですか。ありがとうございます。

(2)の35万3千円の報償費の内訳でございますが、共同調理場稼働後は、安全安心な学校給食を安定的に提供するため、保護者や学校関係者などからなる3つの委員会を設けて、意見を求めたいと考えております。

こちらの委員会につきましては、教育委員会の中で選定をしたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あと、ここで1点お聞きしたいのは、献立の委員に保護者と書いてはあったんですけど、今でも自校式では、多分献立について意見聞くとか、保護者等の意見聞くというのはなかったと思うんです。今回、新たに保護者を献立の方を入れるという意味というか、そういったのを教えてもらいたいというのが1点と、あと3つ、運営委員、献立委員、物資の委員と3つあると思うんですが、それはもう3つとも違うメンバーなのかということをお教えください。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 1点目の献立委員会につきましては、学校給食衛生管理基準という基準がございます。こちらの中で、献立作成にかかる記載がございまして、献立委員

会などを設けることにより、栄養教諭や保護者その他の関係者の意見を尊重することという記載がございますので、それに倣って保護者の方の御意見もいただきながら、献立を精査したいと考えております。

あと、委員が重なるかどうかにつきましては、重ならないようにそれぞれの委員会で構成をしたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。3つのメンバーは重ならないように、メンバー選定していきたいということでもあります。

あと献立基準という中に、保護者の意見を聞くという基準があるということだったので、それでは、今現在も、保護者からも聞くという基準に即して聞いているという理解でよかったですでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 現在の自校につきましては、各学校で栄養教諭が5人おりますのでこちらで献立をつくりまして、特に意見を聞くというところは現在は行っていないのが状況です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 では、参ります。

10款3項2目教育振興費、少人数学級編成推進事業、363ページでございます。

本事業の内容と期待される効果をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 少人数学級編成推進事業につきましては、市長マニフェストに基づき、令和4年度より、市内中学校において、第2学年及び第3学年において35人学級を実施しているものです。ちなみに、第1学年は県の加配措置により35人学級を実施して

います。

令和6年度は、千郷中学校3年生、東郷中学校2年生・3年生、八名中学校2年生の3校4クラスで、それぞれで市費により常勤講師1名、非常勤講師1名を配置し1学級増をするものです。

1学級当たりの生徒数が減少することで、生徒一人一人に目が行き届きやすく、生徒の様子を把握しやすくなるとともに、生徒と教員が接する時間を多く確保することができ、学力向上にもつながります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 理解いたしました。本当に子どもたち一人一人に目を配って、優しい学校になっていってほしいと思います。

次の質問に参ります。

10款4項3目文化財保護費、文化財保護事業、371ページです。

(1) 市指定文化財東照宮の掛け軸とはどんなものか伺います。

(2) 修繕費用の積算根拠を伺います。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 鳳来山東照宮には、市指定文化財といたしまして、徳川家康像の掛け軸が2幅ございます。この2幅につきまして経年劣化によりまして、2幅ともかなり傷みが進んでいるような状況でございますので、来年度、令和6年度につきましては、そのうちの1幅の修復を予定いたしております。

新年度、修復対象の掛け軸につきましては、徳川家康の死後、神格化がなされ礼拝の対象となりました姿を描いたもので、江戸時代前期、17世紀頃に制作されたものと考えられております。本来は表装仕立てとなる部分まで金泥で三つ葉葵の家紋が描き表してあり、とても珍しく貴重な掛け軸でございます。

修繕費用の積算根拠につきましては、今回、鳳来山東照宮が修復するに当たりまして、指

定文化財の修復にたけた専門家に依頼することになります。市といたしましては、新城市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づきまして、修復に係る費用の3分の2の金額につきまして補助するものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。

ちなみに、この掛け軸なんですけど、専門家の方をお願いするということなんですけども、どんなような修繕をされていくのかと、分かっただけいいんですけど、教えていただけますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 現在の状況といたしまして、掛け軸が今、巻けない、今回、来年度修復するものに関しては巻けない状況になっております。無理して巻くと、絵が剥がれたり割れたり傷んだりという状況がさらに進んでしまいますので、掛け軸の部分の本紙と言われるいわゆる徳川家康の肖像画が描かれてる部分を一旦丁寧に剥がしまして、新しいものに貼るということを行います。

それから、先ほど申し上げたように、表具の部分につきましても、通常は布で囲まれてるわけなんですけど、そこが全て手で描かれてる表装になりますので、その部分も非常に貴重なものになりますから、ここも丁寧に剥がしまして、もう一度その新しいお軸のほうに貼るといような作業になってまいります。

それで、あと、上下に金具がついてるんですけども、この金具自身も江戸時代の初期につくられたものになって、非常にこれ自身も貴重なものになりますので、それもそのまま新しいお軸のほうに転用するといような形になります。

それで、通常、掛け軸は細いままで巻くとまた劣化が進みますので、太巻きと申しまして太い軸をそこに新たにはめ込みまして、しもうときだけその太い軸にもう一回巻き込ん

で、いわゆる曲がりの部分を少なくするというようなことを今回の修復で考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

次に、6番目の質疑者、齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 10款5項3目学校保健費、学校プール運営事業、395ページです。

令和5年度と比較して大きく事業費が上がっていますので、こちらの詳細をお願いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 学校プール運営事業につきましては、令和5年度当初予算では、小学校2校、中学校2校の4校分の事業費を計上しておりましたが、令和6年度は、小学校6校、中学校5校の11校での実施を予定していることから増額となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 ほぼ倍になるということだと思ってしまうんですけど、こちらは要はプールの授業というか、プール指導を民間に委託するという形になると思ってしまうんですけど、見込みは大丈夫なんですか、新城市、民間事業に対して学校が多過ぎて、果たしてこれ回るのかなというのあって、その辺りがちょっと気になってるところです。

私もそういう会社にいますので、あれなんですけど、多分これ東三河どこも急激に増えるんじゃないですかね、来期からということがあるので、かなり事前に調査しておかないと難しいのかなと思うんですが、その辺りどうでしょう。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 民間事業者とは今年度の実績も含めて打合せをしております。

来年度は、4月早々から事業を開始できるような運びで検討しております。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 要するに民間施設借りるか

ら、夏じゃなくてもやれるというそういう考え方でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

歳出11款災害復旧費の質疑に入ります。

質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 11款1項3目林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業、399ページです。

前年度予算額400万円に対して、予算額1億446万4千円と大幅な増額となった要因とその積算根拠を伺います。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課参事。

○藤原一宏森林課参事 事業費ですが、前年度予算額に対して大幅な増額となった要因は、6月の豪雨により崩壊した愛郷地内の島田川に架かる林道彦坊線の橋梁を復旧するためのものです。

積算根拠につきましては、島田川の河川管理者であります愛知県と協議し、河川改修計画に基づき、関連する技術指針や積算基準に準じて業務委託により積算しています。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 これに対しては、今、具体的に令和5年度に起こった災害に対する次年度に行う事業費ということでありました。

これ、令和6年度に災害が見込まれるのに準備する予算ということかなと思ってたんですが、そうではないということでもよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課参事。

○藤原一宏森林課参事 委員のおっしゃるとおりです。今年度あった災害に対する復旧の

必要経費となります。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、次の質疑に参ります。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費、現年発生災害復旧事業、399ページです。

前年度予算額3,100万3千円に対して、予算額1億2,516万2千円と大幅な増額となった要因とその積算根拠を伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木土木課長。

○鈴木金也土木課長 1点目の大幅な増額となった要因ですけれども、昨年6月2日の豪雨によります公共土木施設災害復旧工事につきましては、全体で61件の災害査定を終えまして、順次、工事を発注し、復旧に当たっています。

具体的には、6月26日から29日までの4日間と10月16日から19日までの4日間の2段階による災害査定を終えまして、翌月の11月から今月の3月にかけて入札を実施してまいりましたがけれども、件数が非常に多くありまして、年度内に発注できない7件の工事につきましては、改めて令和6年度の予算に計上させていただいたことによるものです。

積算根拠につきましては、測量・設計後、県の設計単価や積算基準に基づきまして工事費を算出し、国の災害査定を受け、そこで認められた金額となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 先ほどの質疑と似たような話なんですけど、今回、現年発生災害復旧事業という項目でありますけども、これは去年の残し分の工事というところが、今説明あったわけですけども、令和6年度に発生するであろう災害の見込み予算を取っておくという意味合いのものも含まれているんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木土木課長。

○鈴木金也土木課長 すいません。説明が不足しておりますけれども。

前年度予算額の3,100万3千円、こちらについては例年どおり、現年、発生災害に要する費用として要求させていただいておりました、その差額分が1億2,516万2千円の差額分の9,415万9千円分が、先ほど説明しました7件、今年度、工事発注できなかった部分のがありますので、令和6年度分に発生するであろうものも含まれた、両方を兼ね備えた予算要求となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 分かりました。

ということは、現年度というか、令和6年度の見込みということでは、前年度と同じ予算額を設定しておるといふことでよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木土木課長。

○鈴木金也土木課長 はい、そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出11款災害復旧費の質疑を終了します。

給与費明細書の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 給与明細についてお伺いします。資料403ページをお願いします。

住居手当が前年比較で1,450万9千円増えております。その要因についてお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 住居手当の増額の理由でございますけども、当初予算におきましては、過去の人件費決算を参考に予算計上をしておるところでございますけども、人事異動によりまして住居手当の予算措置がされていない科目に、賃貸住宅に居住する職員が配属になる場合がございます。また、年度途

中におきまして賃貸住宅に転居する職員もございます。

このような場合に、円滑な予算執行に支障を来すことがありましたので、今まで住居手当を予算計上していなかった予算科目に対しても職員1名分の住居手当を計上したため、増額となったものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 したがって、本年度3,188万4千円、前年との差額で1,737万6千円ということですが、必ずしもこれが不用額になるということもあり得るという理解でよろしいんですね。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 山口委員のお見込みのとおりです。

確定次第、補正予算のほうで調整させていただきます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

給与費明細書の質疑を終了します。

以上で、第20号議案の質疑を終了します。

~~~~~

ここで休憩を取ります。再開は午後1時とさせていただきます。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後1時00分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

~~~~~

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、討論を行います。

第20号議案 令和6年度新城市一般会計予算に、反対の立場で討論いたします。

反対の理由は3点あります。

2款で、デマンドバスなどの前向きな対応は、これは非常に認めるところなんです、その中で高速バス運行については、市が言っている地域間交通機関としての市民への用をいまだなしていません。つまり役目を果たしてないなど、なお、そろそろ10年の耐用年数を迎え、100万キロも超えて、またこれを購入するということが続けていくことに私は理解できません。

2点目としては、7款で、毎年、新城市観光協会への多額の税金、約1,500万円余の金額を繰り出しておりますが、法人になっても今後、補助金を出す必要はずっと続いていくと思います。その中で、市民からの声で、今回のさくらまつりでは、14店のうち7店の市外からの出店を認めております。本来、市を盛り上げていくのに市内7店は落選してしまい、これでは本末転倒ではないかという考えです。

3つ目は、10款にある学校給食施設整備に関しては、有機野菜等の食材を使うという方針は認めます。どんどん頑張っていたきたいところですが、食器及び調理器具等も処分するという本市の考えは、SDGsの立場から見れば納得できない点があります。建設においても二転三転するところがあり、今後の動向についてはまだ理解しておりません。

以上3点がありますので、反対討論といたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論ありませんか。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 第20号議案 令和6年度新城市一般会計予算に、賛成の立場で討論いたします。

議案になっております令和6年度新城市一

般会計予算には、子どもの健康確保と子育て世代の経済を支援をする市子ども医療費助成事業、安全で快適な教育環境を児童・教員に提供するトイレ洋式化事業、一部老朽化に伴い更新が必要になる防災行政無線改修事業、ほか市域の安全安心のための橋梁トンネル大型構造物長寿命化対策事業など、本市にとって重要な事業が数多く計画されております。

反対討論のありました高速バス事業、また学校給食施設整備事業ほかの事業につきましても、本市にとって非常に重要な予算が計上されておるとお思いますので、詳細につきましては、本会議で述べさせていただきます。

よって、この第20号議案 令和6年度新城市一般会計予算に賛成とし、討論といたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論ありませんか。
浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第20号議案 令和6年度新城市一般会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

質疑でも明らかになりましたが、新城市では人口減少、また、生産年齢人口が減っている状況の中、65歳以上の方々が働いている状況で、市税などを支えられている状況が分かりました。

しかし、今後、赤ちゃんが増えない中、人口が増えないでこのまま10年20年行ったら、いよいよ財政の破綻、また財政を非常に心配いたします。

その中で、財政運営を非常に不安に感じる中で、人口減少、少子高齢化に対応するための予算執行が必要かと思えます。しかし、予算の中を見ますと、大型箱物事業が満載であり、今後も新城市市民病院の建て替え問題、またこども園の再編計画による建て替え、また広域のごみ処理場の建設事業など非常に厳しい財政状況が今後控えていると思われま

さらに、新城市では水道料金も東三河で一

番高い水道料金になり、国保税も5%の上げを本議会でも検討している状況で、ますます市民の生活が暮らしにくい状況を軽減しなければならないと考えています。

その中で、不要不急の事業があると考えて反対をいたします。

詳しくは本会議で述べますが、高速バス事業に3,100万円、また、学校給食事業に予算が入っているというところもありまして、反対討論といたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論ありませんか。
竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、第20号議案 令和6年度新城市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

本市の令和6年度予算につきましては、第二次新城市総合計画中期基本計画を推進するため、全職員が部局の枠にとらわれることなく、使命感を持って各種政策に取り組み、持続可能な自治体経営を念頭に、市民福祉の向上を着眼していただいた予算編成となっております。

先ほどの2人の反対討論の中でも、大きく高速バスや学校給食、そして観光協会への予算等課題があるというようなお話もございましたが、これら全てが、新城市の発展のために必要な予算であると考え、賛成討論といたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論ありませんか。
〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。

これより、第20号議案を採決します。
賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。

よって、第20号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第21号議案 令和6年度新城市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

第21号議案 令和6年度新城市国民健康保険事業特別会計予算です。総括の歳入です。

1、予算総額を前年度比で3.4%増とした理由を伺います。

2点目、1人当たりの保険税額を平均5.2%（5,143円）の引上げ予定とする理由を伺います。

3点目、保険税の引上げで影響する人数と影響額（総額）を伺います。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 3点についてお答えします。

まず、1点目の3.4%増とした理由につきましては、1人当たりの保険給付費が伸びていることにより、保険給付費の増額を見込んだことによるものであります。

続いて、平均5.2%の引上げということで、1人当たりの保険給付費が伸びていることにより、県に支払う国民健康保険事業費納付金の1人当たりの支払額も伸びております。また、県が示しています標準保険税率よりも市の保険税率は低く、今後、県の保険税水準の統一を見据えて、引上げを予定しております。

3点目の影響する人数と影響額ですが、影響する人数は約5,700人で、影響額は4,449万円を見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。給付が伸びているということで、引上げをせざるを得ないというような回答だと思います。

こちらのほうは、どういったところが審議

をして5%値上げるということを決めていたということ、背景を教えてくださいということが1点と、あとこちらのほうは第11号議案の一部改正の内容の議案とリンクするような予算になっているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 議論につきましては、国民健康保険運営協議会でこのような内容について議論をいたしました。

第11号議案について、このような内容でリンクはしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

この国民健康保険運営協議会、保険のことを協議するところだと思いますが、そのメンバー構成、また協議した期間というのが分かたら教えていただきたいのと、あとこうした値上げになるよというような方向性も含めてですが、各地域で市民の説明会等はこれまで行ってきたのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 運営協議会につきましては、国民健康保険の運営に関する事項を関係者により審議を行う場となっております。

メンバーとしては、国民健康保険の被保険者を代表する委員、医師または薬剤師を代表する委員、あと学識経験者等、公益を代表する委員の三者の構成員とされております。

議論につきましては、11月に県のほうから事業費納付金の仮算定が出ております。そこから議論しまして、その前に一度、そういった話も運営協議会のほうでしております。年が明けて1月に、事業費納付金の本算定、そちらのほうが出て、さらにそこで内容を詰めていっております。

あと、3点目の市民への説明につきましては、国民健康保険運営協議会の中で被保険者代表の方がおりますので、そちらの方の意見

も聞きつつ、ほかの市民の方につきましては、今度の広報またホームページで周知を図っていきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

話し合った期間なんですけど、11月に算定が出て、4月に本算定というものが出てということで、1年かけたということなのか、半年ぐらいの期間の話合いなのかというのが、ちょっとそこら辺の期間、実際に話し合われた期間というのがちょっと答弁では分からなかったものですから、その期間を教えてくださいたいということが1点と、あと市民への説明会というのは、こういった協議会の話合いと同時にですけど、終わった後に、前回の水道料金の値上げのような各地域にこういった値上げをしますよというような説明会というのは、まだという認識でいいのか、その2つ教えてください。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 期間につきましては、一度、昨年7月に運営協議会のほうでちょっと値上げをとる考えは示しております。11月に仮算定、1月に本算定が出ましたので、そこで内容を確定というか、決めました。

説明会につきましては、ホームページ、あとは広報紙の説明だけとさせていただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になってお

ります第21号議案 令和6年度新城市国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

この議案は、第11号議案の新城市国民健康保険税条例の一部改正に関連した内容の予算になっております。要は、国保税を約5%上げるという予算内容になっております。

非常に、この値上げというのは、近年、市民の中で人口減少、少子高齢化ということと、あと、物価高の状況で市民の暮らし、苦しい中でこういった値上げというのは、非常に慎重にならなければいけないと考えております。

その中で、今現在、平均5.2%、5,143円の1人当たりの値上げということは、約5,700の方に影響があるということで非常に大きな影響額になるかと思っております。

そういう中で、今現在、市民への周知や、そういった方々への説明がなされていないというところは、市民に理解が得られないと考え、反対といたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、議案第21号 令和6年度新城市国民健康保険事業特別会計予算に、賛成の立場で討論いたします。

厚生文教委員会ของときにも説明がありましたが、今回の値上げは、医療費全体で1人当たりの医療費が伸びているからということであり、その理由として、人口減少、高齢化、医療の進歩による高額医療の増加などが挙げられているということです。しかし、そのための資金が足りなくなり、赤字になっているということです。

このままでは、現状として赤字が続き、制度自体が破綻してしまいかねず、そうすれば本当に必要な人のところに医療を届けることができなくなってしまう。

破綻させないためにも現時点でできることは保険料の値上げしかないと考え、賛成の討

論とさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第21号議案を採決します。

賛否両論がありますので起立により採決します。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 賛成多数と認めます。

よって、第21号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第22号議案 令和6年度新城市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第22号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第22号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案 令和6年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 お願いします。

当該予算書の資料9ページでございますように、歳入の関係ですが、外来収入、資料9ページです。

前年7,159万6千円に対して、98.2%であ

る6,286万6千円となっております。この積算の根拠についてお伺いをします。

○丸山隆弘委員長 加藤作手診療所事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 それでは、お答えをさせていただきます。

外来収入の積算根拠につきましては、令和3年度、令和4年度実績から積算をしております。

具体的には、国民健康保険、社会保険及び後期高齢者医療保険などの診療報酬額の推移を勘案し、積算しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それぞれ1番から6番まであるわけでありますが、特に後期高齢者の収入が9万5千円減額ですか、あるということは、その部分だけで地域の方が利用していただける後期高齢者対応の保険収入が減るといふ、要するに患者さんが減るといふ、令和3年度、令和4年度から引引っ張ってきて、令和5年はこうであった、さらに令和6年はこうなるだろうというものに基づいてやられたということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 地域の高齢者の状況と言いますか人口の動向もありまして、やはり高齢者の減少が大きいということも見まして、やはり割合としては、後期高齢者の医療の保険の収入がちょっと大きく減るといふことで、お亡くなりになられる数等もありますので、このような形で減額というような数字を出しました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解しました。

自身は、元気な、健康な高齢者がおみえになるので減ってるのかなと理解をしましたが、そういった人口動態を見てということであれば仕方がないのかなと理解をします。

次に、歳出をお伺いします

1 款 1 項 2 目の資料17ページをお願いしたいと思います。

ここでは、会計年度任用職員の報酬が前年度1,100万円に対し、349万2千円増加しております。この理由についてお伺いをしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 会計年度任用職員の報酬の増額理由につきましては、令和5年度は医師不在時の代診医及び名古屋大学医学部附属病院の整形外科医師の派遣に係る額を計上しております。

令和6年度につきましては、正規看護師の退職に伴う対応策として、会計年度任用職員、看護師の任用が必要になったことにより増額しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 すいません。新年度になって正規の看護師さんが退職をされるという予定だと、今理解しましたが、正規の看護師と会計年度任用職員でお招きをする看護師と給与の額というのが、これ見ますと今説明見ますと、それが退職されたから、会計年度を雇うんだよ、お願いするんだよ。だからお金が増えるんだよという理解なんですけど、ここでいう正規の看護師と今言う会計年度任用職員の看護師との給与差が、会計年度のほうが高いという理解なんですか。

○丸山隆弘委員長 加藤事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 今度の職員の体制というところでは、これまでは看護師4名ということで正規でございましたが、正規の看護師は2名ということで考えております。

そのほか、会計年度任用職員4名という構成で令和6年度は運用したいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の出席者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、同じく第23号議案です。

1 問目は、予算の総額を前年度比で19.4%減とした理由を伺います。

2 点目、診療所の機能の状況、職員体制、処方、ワクチン接種や検診など伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤作手診療所事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 それでは、2点お答えさせていただきます。

予算総額が減額になった理由につきましては、令和6年度は、医療機器、診療所施設整備の計画がないことにより19.4%の減となりました。

2 目目につきましては、診療所の機能の状況につきましては、令和6年1月25日に、議員定例報告会で報告させていただきましたが、まず職員体制につきましては、11月1日付で正規看護師を1名採用し、会計年度職員1名と2名体制で外来診療に携わっております。院内処方につきましては、1月から一部再開しております。

ワクチン接種につきましては、1月から一部再開し、検診につきましては、新年度に合わせてまい準備を進めております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

1 問目の減ったこと理由を伺いました。そのときに、機器の大きな更新等はないからということでもあったんですが、先ほどの山口委員の質疑でもあったんですが、かかる方のそもそも高齢者が亡くなる方が多いところもあってこの外来等が減っていくというふうなところも発言があったかと思いますが、そこら辺、実際にどのぐらいの方が減っているのか、亡くなられてるのかという、積算と根拠になった減少の数というのが分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 まず、しっかりとした診療所のほうの推移の動向は、細かなところがちょっと把握していないんですが、作手地域内の人口動向といったところで、過去5年の平均を見ると約2.7%、毎年下がっておるということで、約60名から70名の方が転入、転出はあるんですけども、減っておるという状況も鑑みて、約1%から2%、診療も減っておるというような推計で積算というのか、考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 また、こういったデータ等もよく分からないところがあるものですから、ありがとうございます。

あと、2問目の診療体制のことでちょっとお聞きいたします。今、答弁のほうでは、看護師のほうなんですけど、正規1名、会計年度任用職員のほうが1名ということであったかと思えます。そこを踏まえてですが、これは令和6年度は、正規の看護師は2名にしていきたい。また、会計年度任用職員は4名にしていこうという計6名の看護師の体制ということでよろしかったか、その事業内容をお聞かせください。

○丸山隆弘委員長 加藤事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 今、おっしゃっていただいた数になりますが、繰り返になります。正規2名というところで、もう1名を今、任用に向けて調整しております。看護師4名というところで、常時は正規と2名体制ぐらいで、状況を考えておるんですが、今後、検診等がございますので、スポット的な形で会計年度任用職員を使って、診療にあたりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。じゃあ、会計年度任用職員はスポット的に、忙しいときに採用していくというこの、柔軟に対応し

ていきたいということで理解いたしました。

あと、正規職員の看護師1名取りたいよということだったと思いますが、この令和6年、新年度の中で、それが可能だと、可能になってほしいんですが、それが採用できる予定のめどというのがどういう感触なのかというのが、今分かれば教えていただきたいということ、あとお薬のほうなんですけど、処方ということで一部再開してるとことでありますが、薬剤師協会の人も含めて、届くネットワークをつくっていくという状況にあらうかと思えますが、そこら辺の配達のことの状況も、今現状どうなっているのか。また、令和6年どうなっていくだろうという見込みなのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 まず、1点目の看護師の状況につきましては、今、御相談も受けていることもありますので、丁寧に対応させていただきたいなと、今調整をしていきたいなと思っております。

もう1点、お薬の関係なんですけど、現状は、薬剤師による薬剤管理を含めた、家に宅配で対応しておるところは継続的にやっていきたいなと思っております。

それともう一つ、この前も御説明しましたが、オンラインの薬剤管理指導のほうは今スタートしておるんですけども、なかなかまだ件数が出てないということで、もう少し時間がかかるかなと考えております。

それと、院内処方につきましては、一部再開で進めておりまして、こちらも件数が増えてまいりましたので、院内処方が、今全体のうちの21%で、1月2月の診療実績から見ると20%の方が、ドクターの相談でどうしても院内処方がいいという方につきましては、そういうような形で対応させていただきますので、今後、令和6年度につきましても院内処方の方、薬剤師による薬剤を家に届けてもらう方、オンラインで配達してもらう方という

形でハイブリッド的な形で対応できたらなど考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第23号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第23号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案 令和6年度新城市宅地造成事業特別会計予算から第39号議案 令和6年度新城市作手財産区特別会計予算までの16議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本16議案の質疑については通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本16議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第24号議案から第39号議案までの16議案を一括して採決します。

本16議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第24号議案から第39号議案までの16議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第40号議案 令和6年度新城市病院事業会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま議題となりました第40号議案 令和6年度新城市病院事業会計予算についてお伺いします。

支出であります。

1款1項1目給与費、資料27ページにの載っておりますが、まず医師給についてお伺いします。

1億4,874万6千円が令和5年度でありましたが、令和6年度予算、1,122万7千円の減額の1億3,751万9千円となっております。その理由についてお伺いします。

続いて、医師等の報酬であります。前年度2億5,056万4千円に比較しまして、これ今度は2,313万8千円が増であります。2億7,375万2千円の理由について。

3点目、退職給付引当金の繰入額であります。前年度1億2,530万7千円に比較をしまして485万4千円の減ということであり。その金額1億2,045万3千円の理由。

医師給が減り、報酬が増えということで、総額的には示されております25億円が本年、令和6年度、そして24億5,000万円の差額1億2,800万円が増えた令和6年度でありますので、退職給与とかその辺がこれでいいのかなということをちょっと思いましたので、質問をさせていただきました。お願いします。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 3点いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

1点目の医師給与でありますけれども、令和5年度は25人分の給与を見込みましたけれども、令和6年度は令和6年3月に策定しま

した経営強化プランで目標としています常勤医師23人分の給与を見込んだことが主な要因であります。

2点目の医師等報酬ですけれども、この医師等報酬の中には、医師だけではなくて、看護師、医療技師、事務、看護助手等が入ってくるわけですけれども、この医師、看護師、医療技師をはじめとする会計年度任用職員の人数が、前年度と比較して増加していることに加えまして、令和5年度の人事院勧告に準拠した常勤職員の給料表の改定に伴い報酬単価が上昇したことが主な要因であります。

3点目の退職給付引当金繰入額ですけれども、定年延長制度が開始されることにより、令和6年度予算において支払う令和5年度末退職者が前年度と比較して減となること主な要因であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 予算書27ページを確認させていただきますと、今、服部課長からお答えいただいたように、ドクターが減るよ、それから報酬部分としては若干人数が増えるから増えますよということでしたが、あの242名というのは、前段の部分だという理解をすればここでちょっと資料としてはよろしいんでしょうか、給料と手当で242人というのは25人から23人に減りました。それから、その他の関係の者は23人で計算をしてみえるという、242人という数字が偶然一緒なので上下が、医師、看護師を含めて242人、医師だけが減ったという理解をすればよろしいんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 27ページにありますこの242名ですけれども、これ医師、看護師、医療技術員、事務、技能職員、これ全てを含んだ人数であります。

したがいまして、医師が若干減るわけですけれども、ほかの職種で増員となったことに

伴っておるというところです。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解しました。昨年度の当該の予算質疑のときの委員会の資料を見ますと、13名増えているということで理解をすればよろしいんだと理解しました。

そこで、問題は、退職給付引当金であります。退職給付引当金の繰入額が485万4千円減ってますよということで質疑をさせていただきましたが、全体に、会計年度任用職員も増えた、ドクターは減ったけど、総額では1億2,800万円の金額はありますが、退職給付費として積み立てる部分としては、ドクターが減られた分だけは減ったから退職給付引当金も減ったという理解をすればいいんですか。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 この退職給付引当金の繰入額ですけれども、定年退職者の金額を積算しておるわけですけれども、令和6年度予算については、令和5年度末退職者、定年退職者ですけれども、これ1名だけあります。

その分、令和5年度は5名分の定年退職を見込んでおったわけですけれども、今年度は1名ということで減となっておりますというところです。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第40号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第40号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第41号議案 令和6年度新城市水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 お願いします。

第41号議案 令和6年度新城市水道事業会計予算について、お願いします。

資料1ページであります。業務の予定量、第2条であります。

1点目、給水件数が前年度1万9,279件から19件減少したその積算根拠。

2点目、年間総給水量が前年度497万2,838立方メートルから8万5,991立方メートル減少した積算の根拠。

2点であります。

○丸山隆弘委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 それでは、まず1点目の給水件数の積算につきましては、予算要求時点で最新の検針結果件数を予定量としております。

2点目の年間総給水量の積算につきましては、直前1年間の実績水量を予定量としております。

以上になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 高齢化も相まって、だんだん給水件数が減るという自然減に基づく部分が多いかと思いますが、これを減っていくからということでこのような綿密な計算をされた中での給水件数であるとか給水量ということを試算をされたわけではありますが、どんどん水道料金に関わる原資、原価の問題からいつ、何とかまた再度、見直しをしていただく時期が来るというふうなこともあります。せめて現状維持ができるような体制、また水

道を利用をしていただくようなことを調整をして、令和5年度と同等の給水人口、給水量を維持できるようなことはできなかったのか、その辺は部内で調整をされてみえたのか、ちょっとその点だけお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 給水件数、給水量につきましては、水道事業側の都合と申しますか、見込みで増やすということがなかなかできないことでして、実際使用されている方の件数、それぞれの使用者が使われた水量を基に積算しておりますので、水道事業のほうで調整というのはなかなか難しいと考えます。

以上になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 水道事業も、工業用水を別としても、我々の命の糧でありますので、そうした意味でもよろしくお伺いしたいと思いますし、それによって高い高いと言われる水道ではなくて、みんな応分の負担をすればこうなるよというような数字になればということからお聞きしたわけでありまして、よろしくお伺いしたいと思います。

続いて、第4条の資本的収入及び支出についてお伺いします。

第1款第5項の企業債であります。前年度2億9,700万円から4億1,100万円、すなわち1億1,400万円の増額が見られておりますが、その理由についてお伺いをしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 企業債を増額とした主な要因につきましては、配水管の布設替え、また、施設の耐震補強などの事業費を、前年度と比較しまして約1億5,000万円増額したことから、その財源としての企業債を増額したのになります。

以上になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 されど、企業債と言えども、

それには応分の利息もかかるわけでありまして、そうした意味から言って、やはり水道の企業としての努力をすべきではないのか。そこで、老朽化する、交換をする、これは当然の摂理でありますので、やはり問題は給水量を増やしていただく。そしてまた、今、工業用水、これベストなんです、そういったほうにもシフトして、水をしっかりと使っていただく、産業の発展に寄与していただく。そして、我々も安心して暮らせるということでもありますので。

ちなみに、4億1,100万円、1億1,400万円増えますと、償還する場合の利息はどのぐらい違うんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 企業債を借りた場合の利率になるんですが、毎年、借り入れる時期と借入年数によりまして利息額も変わってきますので、申し訳ないです。今現在、1億1,400万円増額したことによって利息がどれぐらい増えるかというふうな見込みは出せないのが実情になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これも事業として大きな部分だと思えます。幾ら資本的収入・支出であったとしても、それに応分の償還にかかる利息がかかるのであれば、それだけコストがアップするという事に相なると思えますので、今、厳しい折ですので、やはりそこらもただ単に借りればよいではなくて、借りたらどうするんだ、借りた場合の利息の負担についてはどうしていくんだって、やっぱりそこまで、水道事業として、長期のプランにわたって対応していただければと思います。

これは要望でありますのでお願いします。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第41号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第41号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第42号議案 令和6年度新城市工業用水道事業会計予算及び第43号議案 令和6年度新城市下水道事業会計予算の2議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本2議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第42号議案及び第43号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第42号議案及び第43号議案の2議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第58号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第58号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第1号）について、質疑をさせていただきます。

新規の2款1項1目定額減税の補足給付金についてお伺いしますが、これはちょっとどういう内容なのか、簡単でいいですがお伺いしたいというのと、対象者というのは大体どのぐらいなのかというのと、どうやってお金を渡すというような状況なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 佐藤税務課長。

○佐藤浩章税務課長 3点いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

今、言われました定額減税及び定額減税補足給付金給付事業の内容につきましては、補正予算案の概要、ナンバー1の3ページにも記載してありますように、定額減税というのが国のほうでやるということが決まっております。その定額減税というのが、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税から1万円の減税を行います。

この減税額、お1人でしたら総額4万円になりますけれども、減税を行うところ、そこまで納税されていない方というのは、4万円引き切れないので、その引き切れない分を定額減税補足給付金として給付しますという事業になります。

それで、対象者につきましては、まだ所得のほうが全く私どものほう入手していない情状ですので、昨年度の内容から推測しますと、約8千人の方に給付金が支払われるだろうということで予算を組んでおります。

そして、もう1点が給付金の給付方法ですが、ほかの給付事業と同じように、該当者に対して確認書というのを送らせていただいて、金額も記載したものです。それを返送していただいて、その口座等を書いていただいたものに対して該当額を支払いするという感じになる予定です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

大変、今の説明を聞いても、事務作業がもう大変なんじゃないかなと感じます。ほんとに、国も何でこんな大変な経済対策って、それは大事だと思いますが、本当に納税者と配偶者も含めての計算を細かくこちら側というか、市の職員の方が大変な計算しての確認書、また渡して、送り返してもらってまたその口座にというような状況で、本当に事務作業、大変なんじゃないかなとちょっと思います。本当に、倒れないでやっていただきたいと思うんですが。

本当に、ただ、こんなに大変な事務作業だと思いますが、これはどのぐらいのペースでというか、どれぐらいに、最終的に口座に送って完了するのとかいう、また、あと周知だとか、また送る側の市民も、どうしたらいいのみたいな形で困ると思いますが、そこら辺のタイムスケジュールみたいなのがあったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 佐藤税務課長。

○佐藤浩章税務課長 まず、定額減税の基準日が、令和6年6月3日ぐらいを基準にしてくださいと国から示されておりますので、それを基準に算定をいたします。

そして、市民税の税の確定というのが、まず最初に、5月が特別徴収で、6月が普通徴収なので、そこまで確定しましたら、計算をしまして、6月末から7月ぐらいに確認書を送らせていただいて、それからの給付になるので、それから3か月ぐらいをめでにやってくださいと国も示しておりますので、そこまですべて考えております。

あと、周知のほうですけれども、広報等にも載せる予定ですが、その後、納税通知書等もお送りしますので、その中に定額減税された方は、納税通知書の中の備考欄に、幾ら減税してますというのが表示されますので、そ

こは扶養人数と掛けて、引き切れない方というのはその時点で分かると思いますので、あとは確認書でお送りするぐらいで、あとホームページですね、そのぐらいで今、考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。大変な作業になるだろうとは思いますが、本当に。状況が理解できました。

あともう1点が、5款1項1目の人材採用活動の支援事業について伺いたいんですが、こちらのほうはどういった内容なのか、また何社を見込んでいるのか、周知、教えてください。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 まず内容でございますけれども、この事業は、中小企業におきましては、人手不足というのは非常に深刻であるわけですが、ただ今回のエネルギー価格や物価の高騰によりまして、なかなか人材確保のための求人活動に費用を回せない状況であるということが、いろいろ情報から分かってきております。

さらに、無料のハローワークの活用も考えられるわけですが、ハローワークに求人出すだけではなかなか効果が薄いというような声も聞いております。

一方、有料の就職サイト、求人サイトというのがあるわけですが、そちらを使うと、非常に効果が高いところなんです、料金はやはりまあまあ高額であるところがネックになっております。

そのため、事業者の持続的な経営と雇用の維持を図るために、有料の就職サイト、求人サイトを活用して人材を確保するための経費の一部を補助するものでございます。

それから、想定する企業数ですけども、一応予算としては50社を見込んだ予算となっております。

それから、周知方法につきましては、まず記者発表による新聞記事への掲載依頼、それから商工会によります商工会の会報の掲載ですとか、郵便物のほうへ同封させていただいたり、あるいは企業訪問等やっておりますのでそのときにPR等もしていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。なかなかこの人材確保というのが、中小企業の人には大変だということでの支援だということで理解をいたしました。

これを利用しようと思った事業者、中小企業の方はいろんな書類とか、そういったものはすごく大変なのか、どういった申請書が必要のかとかそういったのは分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 これでお認めいただければ、要綱の作成に入っていくわけですが、通常の補助事業と同じように、まず交付申請をしていただいた後に、事業着手、そして、完了した後、実績報告、精算払いというような形を想定しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ぜひ、50社やりたいという方、たくさん手を挙げていただければと思いますので、スムーズにそういう形でやっていただければと思います。

あともう1点、7款1項2目プレミアム付商品券事業について伺います。

こちらのほうは、主にどういった内容なのかというのを教えていただきたいということ、あとは周知について伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 今回のプレミアム付商品券につきましては、エネルギー価格ですとか食品の価格等、物価高騰の影響を受けている方々、市民の消費の下支えということ

を目的に行うものでございます。

周知につきましては、商工会が事業主体でと考えておりますので、商工会の会報への掲載、それから、商工会のLINE、それから市のほうも、広報ほのか、ホームページ、市政番組、LINE等のSNS等活用して、周知のほうをしていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こちらは市民向けということで理解をいたしました。

具体的に、どういった商品券なのかというのを教えていただければと思いますが、発行総数だとか金額、また販売形式のことを伺いたいと思います。

また、どこで使えるのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 資料に添付されておりますが、添付された以外のところの確認という解釈でいいですか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは言います。発行総数が2万セット、販売の金額が5千円で、それを使うと使用可能額が8千円。プレミアム率は60%という内容で、販売形式というのは、電子のみということで理解をしてはいるんですが、こちらはその電子のみということであるということは、以前、紙の10枚つづりだとか、そういったプレミアム商品券があったんですけど、その紙の券というのはないという理解でいいのか、そこら辺教えてください。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 今、浅尾委員おっしゃったとおり、今回は紙ではなく電子のみの予定でおります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ前みたいに、紙のつづりで8枚しかなかったとか、逆に11枚増えてたぞとかというのは、ないというような、電子でしっかり管理できるということで理解いたしました。

あと、いつから、どこで使えるのかという

のが分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 今の予定では、7月から8月頃に、まず購入の申込みをして、その後、抽せんをした上で、後に、9月から年末にかけて利用できるようにと考えております。これについては、できるだけ早く前倒しできるものであれば、前倒しをしたいと思っております。

それから、どこで利用できるかにつきましては、お店のほうはこれから参加事業者を募集をしてからになりますので、それは今の時点では分かりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

これからお店は募集かけるので分からないということですが、基本的に市内で使えるということで、市内のお店を対象にという理解でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 安藤産業政策課長。

○安藤映臣産業政策課長 そのとおりです。もちろん、市内のお店で利用できるようにと考えております。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第58号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第58号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午後2時05分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘